

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで

私は、大学院を卒業後、昭和 58 年 6 月から、妻は同年 7 月から、A 事業所に勤務し、同事業所の事業主から国民年金の説明を受け、同年 6 月頃に B 市で夫婦同時に国民年金に加入したと記憶しているが、私は加入手続時のことをはっきり覚えていない。また、私は同事業主から、国民年金加入についての説明を受けた時、過去に遡って国民年金保険料を納付できることを聞き同年 4 月まで遡って保険料を納付することを決めたことは記憶しているが、申立期間の納付書をどこでどのように入手し、申立期間の保険料を納付したのか具体的には覚えていない。

国民年金に加入後、申立期間の国民年金保険料は、私が勤務先の近くの銀行で納付書を使用して夫婦二人分の保険料を同日に納付していたと思うが、具体的な金額等詳細は覚えていない。

私たち夫婦は大学院を卒業後、C 職として就職し、給料をもらうようになり自身で税金等を納税することでやっと一人前になったように感じた。そんな時に、いきなり国民年金保険料の免除申請をすることは考え難く、当時の給料で保険料が支払えないとも思えない。また、私は今回ねんきん特別便を受け取り、私たち夫婦の記録から保険料に免除制度があることを初めて知った。私は一人前に C 職として働き始めた時に、保険料の免除申請をすることは考えられず、申立期間の記録に納付できない。私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入時期をみると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から昭和 58 年 7 月

頃にB市で夫婦同時に国民年金の加入手続を行っていることが推定でき、申立期間は、現年度納付が可能である。

また、申立人は、昭和58年6月にA事業所に就職し、同年6月から40万円以上の収入を得ていたことが、申立人の所持している「給与額のメモ」から確認でき、同事業所における同僚が「申立人が提示する月額40万円とする額は相当であり、自身の日記の内容から申立人がA事業所に勤めたのは昭和58年6月からである。」と陳述していることから、同メモの記載内容の信憑性は高いものと認められることから、同年6月から40万円以上の収入のあった申立人が、同年7月に国民年金保険料の免除申請を行ったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが申立人に係る特殊台帳から推定できることから、申立人が申立期間の保険料のみ納付しなかったと考えることは不自然である。

加えて、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は昭和59年度について国民年金保険料の免除申請を行い一旦は承認されていることが確認でき、昭和60年6月に承認を取り消されるまでは免除期間であったことが確認できるものの、昭和59年度について、前年の申立人の所得から考えると、申立人の免除申請が承認されること自体が不自然である上、申立人に係る特殊台帳を見ると、同年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから同年度についても申立人に係る納付記録は不自然であり、何らかの事務的過誤が生じた可能性が否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月まで

私は大学院を卒業後、昭和58年7月から、夫は同年6月から、A事業所に勤務し、夫が同事業所の事業主から国民年金の説明を受け、同年6月頃にB市で夫婦同時に国民年金に加入したと聞いているが、私は加入手続の一切を夫に任せていた上、夫も加入手続時のことをはっきり覚えていない。また、夫は同事業主から、国民年金加入についての説明を受けた時、過去に遡って国民年金保険料を納付できることを聞き同年4月まで遡って保険料を納付することを決めたことは記憶しているが、申立期間の納付書をどこでどのように入手し、申立期間の保険料を納付したのか具体的には覚えていないと話している。

申立期間の夫婦の国民年金保険料は、夫が、勤務先の近くの銀行で納付書を使用して二人分を同日に納付していたが、具体的な金額等詳細は覚えていないと話している。

私たち夫婦は学校を卒業後、C職として就職し給料をもらうようになり、自身で税金等を納税することでやっと一人前になったように感じた。そんな時に、いきなり国民年金の免除申請をすることは考え難く、当時の給料で申立期間の国民年金保険料が支払えないとも思えない。また、私は今回「ねんきん特別便」を受け取り、私たち夫婦の記録から、保険料に免除制度があることを初めて知った。私たち夫婦は一人前にC職として働き始めた時に、保険料の免除申請をすることは考えられず、申立期間の記録に納付できない。私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入時期をみると、申立人の前後に国民年金手帳記

号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から昭和 58 年 7 月頃に B 市で夫婦同時に国民年金の加入手続を行っていることが推定でき、申立期間は、現年度納付が可能である。

また、申立人の夫は、昭和 58 年 6 月に A 事業所に就職し、同年 6 月から 40 万円以上の収入を得ていたことが、申立人の夫の所持している「給与額のメモ」から推定でき、同事業所における同僚が「申立人の夫が提示する月額 40 万円とする額は相当であり、自身の日記の内容から申立人の夫が A 事業所に勤めたのは昭和 58 年 6 月からである。」と陳述していることから、同メモの記載内容の信憑性は高いものと認められることから、同年 6 月から 40 万円以上の収入のあった申立人夫婦が、同年 7 月に国民年金保険料の免除申請を行ったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが申立人に係る特殊台帳から推定できることから、申立人が申立期間の保険料のみ納付しなかったと考えることは不自然である。

加えて、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は昭和 59 年度について国民年金保険料の免除申請を行い一旦は承認されていることが確認でき、昭和 60 年 6 月に承認を取り消されるまでは免除期間であったことが確認できるものの、昭和 59 年度について、前年の申立人の所得から考えると、申立人の免除申請が承認されること自体が不自然である上、申立人に係る特殊台帳を見ると、同年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、同年度について申立人に係る納付記録は不自然であり、何らかの事務的過誤が生じた可能性が否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、勤務先を退職した昭和45年4月頃、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。47年2月にA市からB市に引っ越したが、A市に在住している期間に国民年金保険料を納付し忘れたことはない。保険料は、A市役所から委託されていたと思われる集金人に納付していた。保険料額は数百円であったと思うが定かでない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月からB市に転居する47年2月までの国民年金保険料は、A市で集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、昭和45年4月から婚姻後の47年5月まで申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、申立人が共済組合を脱退した後、適正に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことがうかがえる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和45年度の印紙検認欄には昭和45年4月から同年12月までは検認印が押されているが、申立期間には押されずに印紙検認台紙が切り取られていることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付されなかったと推測される。しかし、47年4月及び同年5月の印紙検認欄に「47.5.29 A市」の検認印が押されていることが確認

できることから、A市で検認印が押された同年5月時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間の保険料も納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで
母が私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に毎月国民年金保険料を納付していた。
未納となっている申立期間は、3人(父親、私及び弟)が働いていたので、国民年金保険料を滞納する様な経済的状況ではなかった。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が自宅に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者資格の取得状況から、申立人は昭和48年11月に加入手続を行ったものと推定され、この加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和48年度の欄には12か月分の納付印が押されていることから、同年度の国民年金保険料は現年度納付されたものと推測される。さらに、同年度欄の昭和48年4月から同年12月までの9か月分の欄には、二重に納付印が押され、重ねて還付の印が押されていることが確認でき、当該期間の保険料が重複納付されたことが分かる。申立期間と同じ月数である9か月の保険料が重複納付されている上、現年度納付した同年4月から同年12月までの保険料が重複納付された事情は見当たらず、この重複納付された保険料は、申立期間の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、備考欄には、還付を示す「48年4月～48年12月 4,950円(58.7.

8)」の記載があり、重複納付された昭和48年4月から同年12月までの9か月の国民年金保険料が還付されたことが分かるところ、重複納付が発生した時期は確認できないものの、過年度納付の時効が2年間であることを踏まえると、還付処理が相当期間経過後の58年7月に行われていることは不自然である。

このほか、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人が国民年金の加入手続を行ったのと同じ月である昭和48年11月7日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、60歳までの保険料を完納していることから、納付意識の高い母親が申立人の申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私は妹に勧められ、昭和46年9月頃にA市役所で国民年金への加入手続を行った。その時に、「年金は25年納付しないといけない。あなたは46歳だから60歳までの加入では足りないので遡って納付しないといけないが、今なら10年遡って納付できる。」という説明を受けた。一括で納付するのはしんどいので、「それなら毎月納めるので分割でお願いします。」と窓口の方に頼み、その場で何枚かの納付書を作成してもらった。その後、手元の納付書に従い、遡った期間分の国民年金保険料は、毎月銀行で納め、加入後の保険料は、毎月市役所の窓口で納めた。

しかし、申立期間①及び②が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月頃に払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたものと推認される。この場合、申立人が同年9月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったとする主張と一致している上、当該時期は第1回特例納付の期間に当たっていることから、申立期間①及び②は特例納付が可能である。

また、申立人に係るオンライン記録によると、昭和36年4月以降申立人が60歳に達するまでの国民年金被保険者期間291か月のうち、申立期間①及び②（合計17か月）を除く274か月の国民年金保険料は完納している上、A市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄によると、当該納付済期間のうち、加入

手続前の約 10 年間については、申立期間①及び②を除き特例納付と過年度納付の組み合わせで納付済みであることが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、上記国民年金被保険者期間 291 か月と申立人の厚生年金保険加入期間 10 か月を合計すると 301 か月となり、一般的に老齢年金の受給資格期間とされる 25 年（300 か月）を充足する。このため、申立人についても当該 300 か月を満たすために昭和 36 年 4 月まで遡って特例納付用の納付書が作成された可能性が高く、このことと、申立人が「25 年納付しないと年金が受給できない。」と教示されたと主張していることとは整合しており、申立人の納付意識の高さにかんがみると、申立期間①及び②について納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

私は、昭和49年2月に婚姻して以降、平成6年2月に離婚するまでの間、国民年金の事務及び国民年金保険料納付の一切を元妻に任せていた。

元妻によると、「結婚して少したった頃、A市の集金人から、元夫が国民年金に加入しておらず、未納となっていると聞いたので、私は将来のことを考えて加入手続を行った。そして後日、元夫の過去の未納分として、約5年間分の保険料として5万円程度を、集金人又はA市の窓口のいずれかで、まとめて一括で納付し、その時、領収書を1枚受け取ったことを覚えている。」ということであるので、申立期間は、納付済みとなっているはずである。

ところが、最近になって納付記録を確認したところ、申立期間が未納期間とされており、納付できない。当時の領収書は既に手元にないが、元妻は、「当時は経済的余裕があり、確かに遡って国民年金保険料を納付した。領収書類は、離婚後にその後の期間のものと一緒にまとめて私に渡した。」としており、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻のオンライン記録を見ると、昭和49年2月に婚姻して以降、平成6年2月に離婚するまでの240か月のうち、申立人は208か月の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻については、同期間中の国民年金加入期間212か月のうち、204か月の保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の元妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和50年11月29日発行

と記載されていることから、申立人の加入手続は、この発行日に行われ、その際に昭和 44 年 9 月に遡って強制加入被保険者として資格を取得したものと推認できる上、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、同年 12 月 18 日に、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、まとめて現年度納付されていることが確認できる。この場合、加入手続時点及び上記納付時点においては、国民年金法附則 18 条に基づく特例納付及び過年度納付の組合せにより、申立期間の保険料を遡及納付することは可能であった。

さらに、申立人の元妻は、申立期間に係る国民年金保険料として約 5 万円を集金人又は市役所の窓口のいずれかで一括納付したと主張しているところ、申立期間に係る保険料を加入手続時点又は上記現年度納付時点において、前述の特例納付及び過年度納付を遡及納付した場合、保険料額合計は 5 万円台である上、A 市によると、当時、同市において特例納付保険料は市の窓口で収納していた可能性もあると回答しており、申立人の元妻の陳述は、当時の状況とおおむね一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 44 年に A 市に転居後は、国民年金保険料を集金人に納付してきており、夫が 50 年に国民年金に加入後は、私が夫婦の保険料を一緒に納付し、申立期間当時は、銀行の窓口で納付していたように思う。

申立期間は夫が国民年金保険料を納付しているのに、私だけが未納となることは考えられないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 50 年に国民年金に加入後は、申立人が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の特殊台帳により確認できる申立期間前後の納付状況をみると、共に昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間並びに 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料をそれぞれ同じ月に過年度納付するなど、納付状況が同一であることから、申立人の夫が国民年金に加入後は、申立内容のとおり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の夫の申立期間における保険料は過年度により納付済みとなっている。

また、申立人は、A 市に転居した当時において現年度納付が可能な昭和 44 年 4 月以降、60 歳期間満了までの約 36 年間にわたり、申立期間を除いて国民年金保険料を完納している上、申立人の夫についても、夫の加入手続が行われた当時において現年度納付が可能な 50 年 4 月以降、60 歳期間満了までの約 25 年間にわたり、一部の期間を除いて保険料を完納していることなどを踏まえると、2 か月間と短期間である申立期間の保険料について、申立人がその夫と一緒に過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年12月まで

時期は定かではないが、昭和51年11月の結婚後、母が、A市B区役所で、妻の分と一緒に国民年金への加入手続をしてくれたと思う。

手続後は、自身で、夫婦二人分を金融機関により納付していたはずである。

加入手続をしてくれた少し後に、母から、「取りあえず国民年金の手続をしておいたので、これからは自分たちできっちりと納付しなさい。」と言われるとともに、「手続をしたときは、手持ちのお金が余りなかったので、少ししか納められなかったが、改めて、今までに納付するべきであった分を全部、銀行で納付してきたから、その分は返してくれ。」と言って、領収証のようなものを2枚見せられ、夫婦二人分で、2万円ないし3万円ほどの額を請求された記憶が確かにある。

また、その際は、結局、母に返済していなかったことから、母が65歳になって年金を受給するようになった頃にも、冗談で、改めて請求されたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の申立期間及び申立人の妻の未納期間に係る国民年金保険料について、申立人の母親が、申立人たち夫婦の国民年金への加入手続を行った後、しばらくして遡って納付してくれたはずであるとしている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人については昭和50年12月20日、申立人の妻については、51年8月16日を、それぞれ国民年金被保険者資格の取得日として、A市B区において、52年4月12

日に夫婦連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号の払出時期及び被保険者資格の取得日からみて、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能である。

また、申立期間は13か月と比較的短期間であり、また、申立期間の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親及び一緒に納付していたとする申立人の父親の申立期間の保険料は、納付済みとなっている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の母親及び父親の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和41年6月1日に払い出されているところ、オンライン記録を見ると、夫婦共に国民年金被保険者資格の取得月である39年4月以降の国民年金保険料について納付済みとなっていることから、手帳記号番号の払出時期に保険料を遡って納付したものと考えられ、自分たち夫婦についても納付可能な過去の未納保険料の解消を図ろうとしていることがうかがえる。

加えて、申立人は、当時の状況について、申立人の母親から、i) 手続した際、手持ちの現金が少なく、過去の未納分については窓口で納付できなかったため、後日まとめて銀行で納付したと言われたこと、ii) 領収証のようなものを2枚見せられながら、2万円ないし3万円ぐらいの金額を請求されたが支払わなかったこと、iii) このため、申立人の母親の年金支給時の際にも、改めて、この点が話題に上がったことなどについて、具体的に陳述している。

この点、申立期間及び申立人の妻の未納期間に係る国民年金保険料額は、合わせて2万4,000円であり、金額がおおむね一致しており、また、当時、A市の各区役所では社会保険庁（当時）発行の過年度保険料に係る納付書を窓口へ備え、被保険者へ手渡していたとする事例は多く散見されており、陳述内容と符合する。

これらのことを踏まえると、納付意識の高い申立人の母親が、加入手続時において、納付可能な申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から50年10月まで
② 昭和54年6月から55年3月まで

昭和46年頃に、祖母の強い勧めを受けた母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずである。

私の国民年金保険料は、母親が自身の保険料と一緒に納付してくれていたはずであり、また、時期ははっきりしないが、遡って保険料を納付したことがあると言われたことは覚えている。

私自身も国民年金保険料を納付した記憶があり、母親にお金を預けて納付してもらったこともある。

当時、祖母から「年金は1か月でも未納期間があると受給できない。」と言われており、国民年金保険料をきっちりと納付していたはずである。

申立期間①が未加入期間とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、会社退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年6月21日を国民年金被保険者資格の取得日として、55年6月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、国民年金手帳記号番号の払出時期以降、60歳到達までの間、加入当初の短期間を除き、保険料の未納は無く、また、現年度納付

できなかった期間については、未納催告を受ける前に過年度納付していることも確認できるなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、その母親から、自身の国民年金保険料について遡って納付したことがある旨を聞いたことがあるとしている。

そこで、特殊台帳を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得月である昭和54年6月の納付記録欄に「55催」と納付催告の事跡が確認でき、申立期間②について過年度納付書が発行されたことが推定できるところ、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、納付可能な過年度保険料に係る納付書の発行を受けながら、未納のまま放置していたとは考え難い。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月21日を国民年金被保険者資格の取得日として55年6月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月21日から49年2月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年8月21日に、資格喪失日に係る記録を49年2月10日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から49年2月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社ではB業務を担当し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から判断して、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月21日から49年2月9日までA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社で申立人と同じ業務に従事していたとする元同僚は、「A社では、入社と同時に社会保険に加入した。」と陳述しているところ、同人に係る雇用保険の記録を見ると、資格取得日及び資格喪失日は厚生年金保険の記録と符合する。さらに、申立人と同じ事務室で勤務していたとする元同僚のほぼ全員についても、厚生年金保険と雇用保険の加入記録が符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月21日から49年2月10日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の申立人と同じ業務に従事していたとする元同僚の標準報酬月額の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が申立期間の終期である昭和49年2月10日に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年8月から49年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年2月1日から48年8月21日までの期間については、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、前述のとおり、同社は49年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、また、元従業員に照会しても当該期間に申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる陳述が得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日、同年12月25日及び19年7月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は1万2,000円、同年12月25日は15万円、16年12月24日は14万7,000円、17年12月22日は11万5,000円、18年7月25日は12万4,000円、同年12月25日は18万6,000円、19年7月25日は14万円に訂正することが必要である。

また、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年5月から17年8月までは28万円、19年3月から同年5月までは36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月25日は標準賞与額15万円、20年7月25日は標準賞与額11万円、同年12月25日は標準賞与額9万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、19年12月25日は15万円、20年7月25日は11万円、同年12月25日は9万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成19年8月1日から20年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月25日
⑧ 平成19年12月25日
⑨ 平成20年7月25日
⑩ 平成20年12月25日
⑪ 平成15年1月1日から19年8月1日まで
⑫ 平成19年8月1日から21年7月21日まで

申立期間①から⑩までにおいて、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、記録が無い。また、社会保険事務所（当時）の記録では同社における申立期間⑪及び⑫の標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。

賃金台帳及び給与明細書が有るので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額、15年1月1日から21年7月21日までの期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用すると解するのが相当であるから、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する。

申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、及び15年1月1日から19年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月25日、20年7月25日、同年12月25日、及び19年8月1日から21年7月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑩については、申立人は、申立期間の標準賞与額の記録漏れ及び標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額（標準報酬月額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額（報酬月額）のそれぞれに基づく標準賞与額（標準報酬月額）の範囲内であることから、これらの標準賞与額（標準報酬月額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賃金台帳及び同僚提出の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月25日は1万2,000円、同年12月25日は15万円、16年12月24日は14万7,000円、17年12月22日は11万5,000円、18年7月25日は12万4,000円、同年12月25日は18万6,000円、19年7月25日は14万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑩のうち、平成15年5月1日から同年12月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、A社提出の労働保険賃金集計表で確認できる報酬月額及び平成16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書で確認できる社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間⑩のうち、平成15年12月1日から17年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年8月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の賃金台帳から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額等から、15年12月から17年8月までは28万円、19年3月から同年5月までは36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る届出に誤りがあったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日、同年12月25日及び19年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、15年5月1日から17年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑩のうち、平成15年1月1日から同年5月1日までの期間については、A社提出の平成16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書の社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録とほぼ符合し、平成17年9月1日から19年3月1日ま

での期間については、申立人提出の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額、オンライン記録より低額である。したがって、厚生年金特例法の趣旨から、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

申立期間⑧、⑨及び⑩については、前述の賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額（平成19年12月25日は15万円、20年7月25日は11万円、同年12月25日は9万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成19年12月25日は15万円、20年7月25日は11万円、同年12月25日は9万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑫のうち、平成19年8月1日から20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、32万円と記録されている。しかし、申立人提出の賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年8月から20年8月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間⑫のうち、平成20年9月1日から21年7月21日までの期間については、申立人提出の賃金台帳及び給料明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から21年5月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年7月5日から20年6月4日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得時の19年7月には標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年4月1日から平成元年10月1日まで
② 平成19年7月5日から20年6月4日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。

申立期間①はB社で勤務し、当時の給与額は、記録されている標準報酬月額の2倍ぐらいだった。

申立期間②はA社で勤務し、30万円ぐらいの給与をもらっていた。
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月1日から平成元年10月1日までの期間及び19年7月5日から20年6月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19 年 7 月 5 日から 20 年 6 月 4 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 19 年 7 月 5 日から 20 年 6 月 4 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18 万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与明細書により、厚生年金保険被保険者の資格取得時の平成 19 年 7 月には標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、申立人提出の平成 19 年分の源泉徴収票及び雇用保険の離職時賃金日額の記録から判断して、申立人の当該期間における報酬月額は、継続して標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額であったことが推認できる。

さらに、被保険者の資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者の資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、B 社における給与額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額の 2 倍ぐらいであったと申し立てている。

しかし、B 社が保管する、給与のうち基本給部分の給与履歴に関する資料を見ると、申立人の基本給額は、オンライン記録の標準報酬月額の 57 パーセントから 100 パーセントまでであることが確認できるところ、同社は、「申立人に支給した基本給部分以外の給与額は記録が残っておらず不明であるが、基本給額から推測すると、基本給部分以外の給与額を考慮しても、申立人の主張どおりの給与を支給していたとは考えられず、当社は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出、保険料控除を行っていた。」としている。

また、申立人と同時期に B 社及び同社 C 支店で被保険者資格を取得している複数の元従業員について、オンライン記録により当該期間の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額とほぼ同額又は申立人より低額であることが分かる。

さらに、これら元従業員の当該期間における標準報酬月額の推移は、申立人の記録とほぼ同様の昇給の変化となっており、オンライン記録に不自然な

点も見られない。

加えて、B社が加入するD国民健康保険組合が保管する記録により確認できる、申立期間のうち、昭和60年10月から平成元年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和52年4月1日から平成元年10月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成17年7月から18年5月までの期間並びに同年7月及び同年8月は19万円、同年9月から19年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年12月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間について、18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から20年1月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の同年12月に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月19日から20年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低

く記録されていることが分かった。申立期間の給与支給明細書等を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については厚生年金特例法を、その他の期間については厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成17年7月19日から19年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月1日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成17年7月から18年5月までの期間並びに同年7月及び同年8月は19万円、同年9月から19年11月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしている上、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に相当する報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15万円と記録されている。

しかし、給与支給明細書等により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎と

なる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成19年12月の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成18年6月については、給与支給明細書等で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年8月から7年7月までは26万円、同年8月は30万円、同年9月は26万円、同年10月から8年10月までは30万円、同年11月から9年9月までは32万円、同年10月から12年5月までは34万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは34万円、13年2月から同年6月までは34万円、同年7月は30万円、同年8月から14年3月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から14年4月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書の内容を転記した申立期間当時の家計簿を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書の内容を転記したとする家計簿を提出しているところ、当該家計簿には、申立期間の保険料控除額及び給与支給額などが詳細に記載されており、申立人提出の申立期間の一部に係る預金通帳に記録されている給与振込額とも一致することから、当該家計簿は、給与明細書の内容を転記したものと認められる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の家計簿で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成6年8月から7年7月までは26万円、同年8月は30万円、同年9月は26万円、同年10月から8年10月までは30万円、同年11月から9年9月までは32万円、同年10月から12年5月までは34万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは34万円、13年2月から同年6月までは34万円、同年7月は30万円、同年8月から14年3月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、家計簿で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、家計簿で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年2月1日から同年8月1日までの期間については、家計簿で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年2月1日までの期間については、家計簿で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成3年10月は26万円、同年11月から4年8月までは28万円、同年9月から5年9月までは30万円、同年10月から6年10月までは32万円、同年11月から8年9月までは28万円、同年10月から11年2月までは32万円、同年3月は36万円、同年4月から13年2月までは32万円、同年3月から15年2月までは34万円、同年3月は26万円、同年4月から16年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から19年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の一部に係る給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成3年10月は26万円、同年11月から4年8月までは28万円、同年9月から5年9月までは30万円、同年10

月から6年10月までは32万円、同年11月から8年9月までは28万円、同年10月から11年2月までは32万円、同年3月は36万円、同年4月から13年2月までは32万円、同年3月から15年2月までは34万円、同年3月は26万円、同年4月から16年12月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成19年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため確認できないものの、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、特例法による記録の訂正は認められない。

また、申立期間のうち、平成17年1月1日から19年11月1日までの期間については、申立人は、当該期間の保険料控除額を確認できる給料支払明細書等を保管しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B部門における資格取得日は昭和45年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から同年2月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、C社(現在は、A社)及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、C社からA社B部門に異動した時期であり、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録等から、申立人が申立期間も同社B部門に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は、当初、昭和45年1月1日と記録されていたものが、二重線でこれを抹消し、同年2月2日に訂正されている一方で、同社が作成し保管する厚生年金保険管理台帳には、申立人の資格取得日は同年1月1日と記録されており訂正の事跡は無い上、D企業年金基金保管のE厚生年金基金加入員台帳においても同年1月1日と記録されており、事業主が申立人の資格取得日を同年1月1日から同年2月2日に訂正する届出を行ったにもかかわらず、A社B部門及びE厚生年金基金の双方がこれを記録し忘れたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B部門における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和45年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社保管の厚生年金保険管理台帳及びE厚生年金基金加入員台帳の記録並びに申立人のA社B部門における昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月26日から同年11月2日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社からB県へ長期出張していた時期であり、この出張中にA社がC社に吸収合併されたが、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の従業員名簿及び複数の同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同期入社と同僚で、自身も申立期間に申立人らと共にB県へ長期出張していたとする者も、申立期間の加入記録が無いところ、同人から提出のあった申立期間当時の給料支払明細書を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年9月26日の資格喪失時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、C 社は当時の資料が残っていないので不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社でD職として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の人事記録を管理しているB社提出の申立人に係る人事記録、C社提出の職歴証明書及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社でD職として継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人の人事記録に、昭和40年3月1日からD職、同年5月1日から社員の記載があるので、同年4月1日まで厚生年金保険に加入しているのであれば、社員となりE共済組合に加入した同年5月1日の直前の1か月だけ厚生年金保険に加入させないことは考えられない。また、当時の資料は無いが、申立期間も申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認する。」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、同社における資格取得時に、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と連続する番号で同台帳記号番号の払出しを受けている元従業員は100人であることが確認できるところ、このうち76人が、同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、E共済組合において共済年金の加入員資格を取得

しており、これら 76 人は、いずれも厚生年金保険から同共済組合への切替え時に年金加入期間の空白は生じていない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 40 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、申立人の申立期間に係る保険料を社会保険事務所に対して納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和62年9月から平成元年12月までは13万4,000円、2年1月から3年3月までは11万8,000円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から4年3月までは44万円、同年4月から5年3月までは47万円、同年4月から9年5月までは53万円、同年6月から17年2月までは59万円、同年3月から同年9月までは56万円、同年10月から18年1月までは50万円、同年2月から19年4月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年5月1日から21年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは、報酬の未払期間である同年5月及び同年6月を除き、いずれも標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年5月から20年12月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月25日から平成21年3月21日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB職として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与支給額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に基づく額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年9月25日から平成21年3月21日までの期間に係る年

金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和62年9月25日から平成19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から21年3月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変遷について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和62年9月25日から平成19年5月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及びA社の給料台帳で確認できる保険料控除額から、当該期間のうち、元年2月、同年7月及び同年10月から同年12月までは13万4,000円、2年4月から3年3月までは11万8,000円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から4年3月までは44万円、同年4月から5年3月までは47万円、同年4月から9年5月までは53万円、同年6月から17年2月までは59万円、同年3月から同年9月までは56万円、同年10月から18年1月までは50万円、同年2月から19年4月までは56万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、昭和62年9月から平成元年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年8月及び同年9月並びに2年1月から同年3月までの期間については、給与明細書等保険料控除額を確認できる資料は無いが、i) 当該期間の前後の資料の有る期間の保険料控除額に変化が無いこと、ii) 同僚から提出された給与明細書等により、同人の資格取得月以降数年にわたる保険料控除額に変化が無いことが推認できることから判断して、申立人は、当該期間において、その前後の資料の有る期間の保険料控除額と同額の保険料を控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の申立人の標準報酬月額については、昭和62年9月から平成元年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間並びに同年8月及び同年9月は13万4,000円、2年1月から同年3月までの期間は11万

8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立期間当時の状況を確認することができないものの、給与明細書等において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認できる保険料控除額に相当する報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、30万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月まで、19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までの期間のうち、同年5月及び同年6月を除く期間は標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、標準報酬月額の決定の基礎となる上記期間のうち、平成20年5月及び同年6月については、事業主が公共職業安定所に提出した申立人に係る雇用保険被保険者離職票を見ると、報酬は未払となっているものの、その支払われるべき報酬月額は標準報酬月額56万円に相当する額であったことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年5月から20年12月までは56万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間のうち、平成21年1月1日から同年3月21日までの期間については、申立人は、「平成21年1月20日付けでA社を退職した。」と陳述しており、雇用保険の記録を見ても、離職日は同年1月20日であることが確認できることから、申立人のA社における勤務が認められないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年9月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、9年9月から10年9月までは47万円、同年10月から12年9月までは20万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、上記訂正後の期間を含めた平成12年1月1日から18年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を、12年1月から13年10月までは53万円、同年11月から14年8月までは56万円、同年9月から16年7月までは50万円、同年8月から18年3月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年4月1日から20年2月19日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる17年4月から同年6月まで、18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、18年4月から20年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から20年2月19日まで

私は、平成6年6月21日から20年2月18日までA社に勤務したが、経理担当者が代わった10年から社長の指示により標準報酬月額が著しく低く社会保険事務所に届けられていたと思う。給与からは実際の報酬に見合った社会保険料が控除されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月1日から20年2月19日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

したがって、申立期間のうち、平成9年9月1日から18年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法（厚生年金保険法を含む）を、同年4月1日から20年2月19日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る記録は、当初、平成9年9月から10年9月までは47万円と記録されていたところ、同年8月20日付けで9年9月1日に遡って20万に訂正されており、また、10年4月から12年9月までの期間は20万円と記録されていたところ、同年3月28日付けで10年4月1日に遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、元従業員5人についても、平成10年8月20日、同年8月21日及び12年3月28日付けで、9年9月1日及び10年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正の処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社を管轄する社会保険事務所は、「A社は、適用事業所ではなくなる際に3か月ないし4か月分の社会保険料の未納があったが、不渡りを出して倒産しており、回収できなかった。」と回答している。

また、同僚からは、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成9年9月1日及び10年4月1日で行われた遡及訂正処理は事実上即したものと考えるが、申立人の標準報酬月額を遡って減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年9月から10年9月までは47万円、同年10月から12年9月までは20万円で訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成12年10月1日から20年2月19日までの期間

について、申立人の標準報酬月額は、各年度の定時決定において9万8,000円又は15万円と記録されており、当該定時決定については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、平成12年1月1日から18年4月1日までの期間について、A社の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成12年1月から13年10月までは53万円、同年11月から14年8月までは56万円、同年9月から16年7月までは50万円、同年8月から18年3月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、回答が得られないため不明であるものの、申立期間のうち、平成12年1月1日から18年4月1日までの期間について、A社の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことなどから、当該期間について、事業主は、賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年4月1日から20年2月19日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15万円と記録されている。しかし、A社の賃金台帳によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる17年4月から同年6月まで、18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成18年4月から20年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年12月15日の標準賞与額に係る記録を、76万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私が所持している給与賞与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、賞与支給額に見合う標準賞与額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の給与賞与支払明細書により、申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記給与賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、76万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していない旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月10日、同年12月10日及び18年12月10日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年8月10日は27万2,000円、同年12月10日は53万2,000円、18年12月10日は39万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月10日において、標準賞与額45万円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成20年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る支給額及び保険料の控除が確認できるB社の賞与内訳明細書を提出するので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年8月10日、同年12月10日、18年12月10日及び20年12月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

B社から提出された賞与内訳明細書により、申立人は、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に係る標準賞与額については、賞与内訳明細書において確認できる保険料控除額から、17 年 8 月 10 日は 27 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 53 万 2,000 円、18 年 12 月 10 日は 39 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 12 月 10 日については、前述の賞与内訳明細書により、標準賞与額（45 万円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月10日、同年12月10日及び18年12月10日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年8月10日は23万3,000円、同年12月10日は45万6,000円、18年12月10日は34万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月10日において、標準賞与額43万5,000円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を43万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成20年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る支給額及び保険料の控除が確認できるB社の賞与内訳明細書を提出するので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年8月10日、同年12月10日、18年12月10日及び20年12月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

B 社から提出された賞与内訳明細書により、申立人は、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に係る標準賞与額については、賞与内訳明細書において確認できる保険料控除額から、17 年 8 月 10 日は 23 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 45 万 6,000 円、18 年 12 月 10 日は 34 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 12 月 10 日については、前述の賞与内訳明細書により、標準賞与額（43 万 5,000 円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 43 万 5,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月10日、同年12月10日及び18年12月10日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年8月10日は22万4,000円、同年12月10日は43万7,000円、18年12月10日は33万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月10日において、標準賞与額40万5,000円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成20年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る支給額及び保険料の控除が確認できるB社の賞与内訳明細書を提出するので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年8月10日、同年12月10日、18年12月10日及び20年12月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

B 社から提出された賞与内訳明細書により、申立人は、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に係る標準賞与額については、賞与内訳明細書において確認できる保険料控除額から、17 年 8 月 10 日は 22 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 43 万 7,000 円、18 年 12 月 10 日は 33 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 12 月 10 日については、前述の賞与内訳明細書により、標準賞与額（40 万 5,000 円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 40 万 5,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月10日、同年12月10日及び18年12月10日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年8月10日は19万4,000円、同年12月10日は38万円、18年12月10日は29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月10日において、標準賞与額39万円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成20年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る支給額及び保険料の控除が確認できるB社の賞与内訳明細書を提出するので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年8月10日、同年12月10日、18年12月10日及び20年12月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん
の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収
権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

B社から提出された賞与内訳明細書により、申立人は、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に係る標準賞与額については、賞与内訳明細書において確認できる保険料控除額から、17 年 8 月 10 日は 19 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 38 万円、18 年 12 月 10 日は 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 12 月 10 日については、前述の賞与内訳明細書により、標準賞与額（39 万円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 39 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月10日、同年12月10日及び18年12月10日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年8月10日は4万8,000円、同年12月10日は9万5,000円、18年12月10日は23万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月10日において、標準賞与額30万円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成20年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る支給額及び保険料の控除が確認できるB社の賞与内訳明細書を提出するので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年8月10日、同年12月10日、18年12月10日及び20年12月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20 年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

B社から提出された賞与内訳明細書により、申立人は、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 10 日に係る標準賞与額については、賞与内訳明細書において確認できる保険料控除額から、17 年 8 月 10 日は 4 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 9 万 5,000 円、18 年 12 月 10 日は 23 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 12 月 10 日については、前述の賞与内訳明細書により、標準賞与額（30 万円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年7月から13年12月までの期間は22万円、14年1月から同年3月までの期間は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、15年1月から同年3月までの期間は22万円、同年4月から同年9月までの期間は20万円、同年10月は19万円、同年11月から17年3月までの期間は20万円、同年4月から18年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から18年8月まで

私は、平成4年3月から18年8月まで、A社に勤務していた。年金事務所に照会申出書を提出したところ、勤務期間のうち、11年7月から18年8月までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額とかなり相違していることが判明した。納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、賃金台帳

で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成 11 年 7 月から 13 年 12 月までの期間は 22 万円、14 年 1 月から同年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から同年 6 月までの期間は 26 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 24 万円、15 年 1 月から同年 3 月までの期間は 22 万円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月は 19 万円、同年 11 月から 17 年 3 月までの期間は 20 万円、同年 4 月から 18 年 8 月までの期間は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認することはできないが、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月25日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和34年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和60年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月25日から同年8月1日まで
② 昭和60年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和33年4月にA社に入社し、同社及び同社の子会社であるB社を転籍しながら61年6月15日に同社を退職するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が空白とされている。納得できないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和34年8月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社提出の人事記録、同社の回答及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和60年5月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社における昭和60年3月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の過誤により申立人の資格喪失日を昭和60年4月30日と届け出たとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年4月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和52年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月20日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和50年4月1日から現在まで継続して勤務しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、52年1月20日から同年2月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の社員原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和52年1月20日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成8年3月1日から9年12月1日までの期間及び10年1月1日から15年7月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、平成15年12月12日、16年7月16日、同年12月10日、17年12月9日及び19年12月7日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る記録を、15年12月12日は31万8,000円、16年7月16日は23万円、同年12月10日、17年12月9日及び19年12月7日は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

加えて、申立人は、平成20年7月11日に係る標準賞与額32万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月4日から5年10月1日まで
② 平成8年3月1日から15年7月1日まで
③ 平成15年12月12日
④ 平成16年7月16日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 9 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 7 日
- ⑧ 平成 20 年 7 月 11 日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。当該期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、平成 15 年 12 月 12 日、16 年 7 月 16 日、同年 12 月 10 日、17 年 12 月 9 日、19 年 12 月 7 日及び 20 年 7 月 11 日に支給された賞与の加入記録が無いことが分かった。保険料が控除されていたことが分かる賞与明細書を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑧については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成 5 年 9 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主から回答を得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成4年12月から5年8月までの期間については、オンライン記録による標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額と同額であると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②のうち、平成8年3月から9年11月までの期間及び10年1月から15年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、申立期間のうち、平成8年3月から9年11月までの期間及び10年1月から15年6月までの期間について、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成9年12月については、オンライン記録による標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額を超えていると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年12月12日は31万8,000円、16年7月16日は23万円、同年12月10日、17年12月9日及び19年12月7日は32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑧の標準賞与額については、前述の賞与明細書から、当該期間に係る標準賞与額(32万円)に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、平成20年7月11日に係る標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年6月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月1日から同年8月1日まで
② 平成13年2月から14年11月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社が経営する事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①については加入記録が無く、申立期間②については標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。現在保管している2か月分の給与明細書を提出するので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人が提出した給与支給明細書及び申立期間当時の事業主の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち平成12年6月1日から同年8月1日までの期間にA社において勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録では、A社は平成12年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、A社は同年3月21日に設立されていることが商業登記簿謄本により確認でき、申立期間当時は法人事業所であれば従業員数が一人であっても適用事業所としての

要件を満たしていることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年6月1日までの期間について、元事業主は、「申立人は平成12年5月から採用し、同年6月から厚生年金保険料を控除した。」と陳述しているところ、申立人の雇用保険の記録を見ると、資格取得日は同年5月1日であることが確認でき、元事業主の陳述とも符合することから、当該期間については、保険料控除をうかがわせる状況を確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の月額給与支給総額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録から、申立人のA社における離職前6か月の平均給与月額は11万7,000円（離職時賃金日額は3,900円）であったことが確認でき、当該給与額は申立人が同社を退職した時点（平成14年11月30日）の標準報酬月額（11万8,000円）に相当することが確認できる。

また、元事業主は、「申立期間当時、A社が経営していた事業所の赤字額が増大したため、申立人の給与は自分の個人収入から支払っており、社会保険料の負担を軽くするために実際の給与額よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出ていたが、給与からは、届出どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い旨の回答をもらった。事業所からもらった申立期間の賞与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書(写し)及びA社が提出した賃金台帳(写し)により確認できる保険料控除額から、12万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月11日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫はA社(現在は、B社)には昭和36年4月に入社し、42年12月に退職するまで、グループ会社のC社への出向期間を含めて、継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、社会保険台帳及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し(昭和37年8月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月31日から59年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和46年8月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の厚生年金保険の資格取得の記録、同社の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和59年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事務手続の誤りで、資格喪失日を昭和59年1月1日とすべきところ、58年12月31日と届け出てしまった。」と陳述している上、事業主が資格喪失日を昭和59年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを58年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和46年8月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の厚生年金保険の資格取得の記録、同社の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和59年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事務手続の誤りで、資格喪失日を昭和59年9月1日とすべきところ、同年8月31日と届け出てしまった。」と陳述している上、事業主が資格喪失日を昭和59年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成14年1月は18万円、同年2月は19万円、同年3月は20万円、同年4月から同年10月までは19万円、同年11月は18万円、同年12月から15年2月までは19万円、同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月から16年8月までは20万円、同年9月から17年1月までは19万円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月から18年2月までは16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年3月1日から19年10月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年3月から同年8月までは22万円、同年9月から19年8月までは24万円、同年9月は22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の10万4,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を、18年3月から同年8月までは16万円、同年9月から19年3月までは15万円、同年4月から同年7月までは16万円、同年8月及び同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年1月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の10万4,000円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を、同年10月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで
② 平成 18 年 3 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①のA社及び申立期間②のB社の両社では、C業務をしていた。給与支給明細書の支給額合計と社会保険事務所(当時)の標準報酬月額を比較したところ、相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 11 月 1 日から 18 年 3 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から 20 年 1 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成 13 年 11 月 1 日から 18 年 3 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 10 月 1 日から 20 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成 14 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 19 万円、同年 11 月は 18 万円、同年 12 月から 15 年 2 月までは 19 万円、同

年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月から16年8月までは20万円、同年9月から17年1月までは19万円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月から18年2月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を低い額で届け出たことを認めていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年11月及び同年12月については、当該期間に係る給与支給明細書から厚生年金保険料の控除は確認できないことから、記録訂正の必要は認められない。

次に、申立期間②のうち、平成18年3月1日から19年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与支給明細書及びB社提出の賃金台帳で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、18年3月から同年8月までは16万円、同年9月から19年3月までは15万円、同年4月から同年7月までは16万円、同年8月及び同年9月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の届出を誤って提出したことを認めており、また、申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月22日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。その結果、年金事務所は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成19年10月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年10月から同年12月までは10万4,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のB社における標準報酬月額を、平成19年10月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年6月から同年12月までは20万円、16年1月から同年5月までは22万円、同年6月から18年6月までは24万円、同年7月から19年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月30日、同年12月17日、16年7月28日、同年12月17日、17年7月28日、同年12月15日、18年7月28日、同年12月15日及び19年7月27日において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、15年7月30日は15万円、同年12月17日及び16年7月28日は23万円、同年12月17日は30万円、17年7月28日は23万円、同年12月15日は30万円、18年7月28日は28万円、同年12月15日は34万2,000円、19年7月27日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年3月21日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる19年8月から同年10月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年11月から20年2月までは32万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、平成19年12月14日に支給された賞与において、標準賞与額37万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成13年7月2日から20年3月21日まで
② 平成15年7月30日
③ 平成15年12月17日
④ 平成16年7月28日
⑤ 平成16年12月17日
⑥ 平成17年7月28日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年7月28日
⑨ 平成18年12月15日
⑩ 平成19年7月27日
⑪ 平成19年12月14日

私は、平成13年7月2日から20年3月20日まで、A社で勤務をしていた。退職後に元同僚から厚生年金保険の標準報酬月額が違っている可能性があるという聞き、給与明細書等の支給額合計及び厚生年金保険料控除額と社会保険事務所（当時）の標準報酬月額を検証したところ相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、賞与からも厚生年金保険料が控除されているのに記録がないので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成13年7月2日から19年11月1日までの期間、15年7月30日、同年12月17日、16年7月28日、同年12月17日、17年7月28日、同年12月15日、18年7月28日、同年12月15日及び19年7月27日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から20年3月21日までの期間及び19年12月14日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控

除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち、平成15年6月から同年12月までは20万円、16年1月から同年5月までは22万円、同年6月から18年6月までは24万円、同年7月から19年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているものの、平成15年6月から19年10月までの期間について、上記給与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年1月から15年5月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書及び所得税源泉徴収簿の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致しているか、又は低い額となっていることが確認できることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成13年7月から同年12月までの期間については、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、当該期間の給与支給額、厚生年金保険料控除額を確認し検証することができない。したがって、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、申立人提出の給与明細書、所得税源泉徴収簿及び預金通帳の写しによると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、これら申立期間の標準賞与額については、保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月30日は15万円、同年12月17日及び16年7月28日は23万円、同年12月17日は30万円、17年7月28日は23万円、同年12月15日は30万円、18年7月28日は28万円、同年12月15日は34万2,000円、19年7月27日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間①のうち、平成19年11月から20年2月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、22万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる平成19年8月から同年10月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年11月から20年2月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人提出の賞与明細書によると、平成19年12月14日に支給された賞与については、当該期間に係る標準賞与額（37万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、37万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年5月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年5月から同年7月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から21年1月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、当該期間について、19年5月の資格取得時には標準報酬月額30万円、標準報酬月額の決定の基礎となる同年5月及び同年6月、20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年8月から20年12月までは30万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成20年8月12日支給の賞与について、申立人の当該期日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期日において、標準賞与額3万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、当該期日の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成19年5月1日から21年1月1日まで
② 平成20年8月12日

社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①における標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額と相違している。また、申立期間②に支給された賞与の記録が無い。

給料支払明細書を提出するので、同明細書に基づく標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年5月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額及び20年8月12日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間①のうち、平成19年5月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額及び20年8月12日の標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

そして、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内で、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成19年5月及び同年6月は30万円とすることが妥当である。

また、平成19年7月については、保険料控除額が確認できる資料は無いものの、事業主は、「申立人の業務内容及び勤務形態等については、その前後の月と何ら変化は無く、保険料控除額も同じであったはずである。」旨陳述していることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該月についても前後の月と同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、当該月の標準報酬月額は、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成19年8月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年8月から20年12月までは20万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給料支払明細書によると、19年5月の資格取得時には標準報酬月額30万円、標準報酬月額の決定の基礎となる同年5月及び同年6月、20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額を平成19年8月から20年12月までは30万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間②の標準賞与額については、賞与支払明細書により、当該期日に係る標準賞与額(3万円)に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期日に係る標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年12月は34万円、16年1月及び同年2月は28万円、同年3月は34万円、19年7月から20年6月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月8日は41万円、同年12月22日は31万円、16年7月9日は56万2,000円、同年12月24日は36万円、17年7月4日は60万円、同年12月27日は40万円、18年6月19日は28万2,000円、同年12月22日は55万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月7日から20年7月16日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日
⑦ 平成17年12月27日
⑧ 平成18年6月19日
⑨ 平成18年12月22日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社での賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨）。
申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年12月は34万円、16年1月及び同年2月は28万円、同年3月は34万円、19年7月から20年6月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年4月から15年11月までの期間及び16年4月から19年6月までの期間については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月8日は41万円、同年12月22日は31万円、16年7月9日は56万2,000円、同年12月24日は36万円、17年7月4日は60万円、同年12月27日は40万円、18年6月19日は28万2,000円、同年12月22日は55万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認

めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から15年5月までの期間は34万円、同年6月は32万円、同年7月から16年7月までの期間は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までの期間は34万円、同年12月及び17年1月は30万円、同年2月から19年6月までの期間は34万円、同年7月から同年10月までの期間は41万円、同年11月は36万円、同年12月から20年5月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月8日は92万円、同年12月22日は43万円、16年7月9日は53万5,000円、同年12月24日は52万円、17年7月4日は72万6,000円、同年12月27日は55万円、18年6月19日は38万4,000円、同年12月22日は24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から20年6月16日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日
⑦ 平成17年12月27日
⑧ 平成18年6月19日

⑨ 平成 18 年 12 月 22 日

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間のうち、一部期間に係る標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社での給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨）。

申立期間の標準報酬月額及び標準給与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準給与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準給与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準給与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準給与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から15年5月までの期間は34万円、同年6月は32万円、同年7月から16年7月までの期間は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までの期間は34万円、同年12月及び17年1月は30万円、同年2月から19年6月までの期間は34万円、同年7月から同年10月までの期間は41万円、同年11月は36万円、同年12月から20年5月までの期間は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準給与額については、A社提出の賃金台帳において確認できる給与額及び保険料控除額から、平成15年7月8日は92万円、同年12月22日は43万円、16年7月9日は53万5,000円、同年12月24日は52万円、17年7月4日は72万6,000円、同年12月27日は55万円、18年6月19日は38万4,000円、同年12月22日は24

万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 7 月 8 日、同年 12 月 22 日、16 年 7 月 9 日、同年 12 月 24 日、17 年 7 月 4 日、同年 12 月 27 日、18 年 6 月 19 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年12月25日は22万7,000円、18年7月5日は30万6,000円、同年12月5日及び19年4月2日は15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年7月5日
③ 平成18年12月5日
④ 平成19年4月2日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年12月25日は22万7,000円、18年7月5日は30万6,000円、同年12月5日は15万5,000円、19年4月2日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年11月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の平成6年10月1日から7年11月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年11月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間について、A社での申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、53万円と記録されていたところ、同年1月28日付けで、4年4月1日から同年10月1日までは同年4月1日に遡って、同年10月1日から5年10月1日までは4年10月1日に遡って、5年10月1日から6年10月1日までは5年10月1日に遡って、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社の事業主の標準報酬月額についても、申立人と同日の平成6年1月28日付けで、期間を遡って8万円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間に同社での在籍が確認できる同僚は、「入社当初から、A社の経営は厳しく、給与が分割で振り込まれたり、給与の一部又は全額未払が生じた。」旨回答していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業登記簿の役員欄から、申立人は、申立期間の一部期間において同社取締役であったことが確認できるものの、上記の同僚は、「事業主が社会保険事務及び経理業務を担当していた。申立人はB業務担当であり、社会保険事務に関与していないし、申立期間に係る標準報酬月額額の減額訂正のことは知らなかったと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年11月1日までの期間について、申立人は、申立期間における標準報酬月額額の相違について主張しているものの、6年10月1日及び7年10月1日の定時決定において記録された申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡って引き下げられた記録は無く、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えないところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の平成7年分給与所得の源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成8年1月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月1日から同年7月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月1日から53年1月31日まで

私は、昭和52年7月1日から53年1月31日までA社に勤務し、B業務に従事していたが、年金事務所の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間のうち、昭和52年7月分の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から、申立人は、昭和52年7月において同社に9日間（日曜日を除く）勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除額は、当時の保険料率を基に計算した額と一致することから、申立人は、申立期間のうち、同年7月1日から同年7月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和52年7月の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和55年5月26日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、同社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年7月12日から53年1月31日までの期間について、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、当該申立期間の申立人の勤務実態を確認できない。

また、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に死亡しており、当時の事務担当者としてされる同僚は、所在不明であるため、同社及びこれらの者から、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社在籍が確認できる複数の同僚については、同社での雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和52年7月12日から53年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和52年7月12日から53年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主は、41 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間当時の標準報酬月額が記載された厚生年金基金の加入記録及び厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が加入するC厚生年金基金提出の加入員記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は41万円であることが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、複写式の様式であった。」と陳述している。

さらに、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間に標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額について、標準報酬月額41万円に相当する額を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成12年9月は17万円、同年10月から13年1月までの期間は20万円、同年2月から同年5月までの期間は24万円、同年6月から15年3月までの期間は26万円、同年4月から16年3月までの期間は28万円、同年4月から17年3月までの期間は30万円、同年4月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から20年1月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年2月1日から21年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から21年4月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年9月1日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という

厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成12年9月1日から20年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年2月1日から21年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成12年9月1日から20年2月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる給与支給額から、平成12年9月は17万円とし、また、申立人提出の給与明細書及び同僚提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、同年10月から13年1月までの期間は20万円、同年2月から同年5月までの期間は24万円、同年6月から15年3月までの期間は26万円、同年4月から16年3月までの期間は28万円、同年4月から17年3月までの期間は30万円、同年4月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から20年1月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年2月1日から21年4月25日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において12万6,000円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年4月から44年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から42年3月まで
② 昭和42年4月から44年3月まで

私の母親は、兄弟みな同じように、昭和36年頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料について免除を申請し承認を受けていたはずである。

国民年金の加入手続き並びに申立期間①の国民年金保険料の納付及び申立期間②の免除申請については、母親が全て担当していたため、私は何も知らない。

しかし、母親が私の国民年金だけ加入手続きを遅らせたり、国民年金保険料を納付又は免除を申請しなかったりするはずがないので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が、昭和36年頃にA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人並びにその母親及び兄二人の国民年金の加入手続き時期をみると、申立人の母親及び兄二人は昭和36年12月14日にA市で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人については44年12月22日に同市で手帳記号番号を払い出されていることが確認でき、36年頃に上記4人が同時に加入手続きしたとする申立内容と符合しない。また、当該払出時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により制度上納付できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号は時系列に欠番なく記載されている上、申立人及びその兄二人に係る特殊台帳を見ると、資格記録、納付記録等に不自然な記録が見当たらず、申立期間は 64 か月と長期間であることから、社会保険事務所（当時）及びA市において事務的過誤が生じ、申立人の納付記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、その母親が、昭和 42 年頃に国民年金保険料の納付免除を申請し、承認されていたはずであると申し立てている。

しかしながら、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 44 年 12 月 22 日であり、加入手続時期は同年 12 月前後であることが推定でき、加入時点において、制度上、過年度となる申立期間の国民年金保険料について免除が承認されることはないことから、申立人の母親が免除の申請を行ったとは考え難い。

また、申立人は申立期間①の国民年金保険料の納付及び申立期間②の免除申請に直接関与しておらず、納付及び免除申請の手続を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の納付状況を確認することができない上、申立人は、申立期間同時に同居していた申立人の兄二人から陳述を聴取することを拒否していることから、申立期間当時の生活状況を確認することもできない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、納付及び免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から9年3月まで

平成7年8月にA社を辞めた後、国民年金の加入手続きをしなければならないことを知らずに手続きをしていなかった。9年11月にB社に入社してすぐに、上司から、国民年金保険料はきちんと納付しておきなさいと言われた。そこで、納付すべき金額がどれくらいになるか分からなかったが、未納期間の保険料の一部だけでも納付しようと思い、銀行で12万円を引き出して、C市D町の同市役所に出向いた。市役所の国民年金を取り扱う窓口の男性職員は、納付すべき期間の保険料の一部だけでは収納できないと言ったので、その時は引き出した現金12万円で納付することはできなかった。

市役所の窓口において納付すべき金額を教えてもらったので、後日、銀行で、不足している金額12万円を引き出して、母に同行してもらって市役所に出向き、国民年金を取り扱う窓口で、申立期間及びその前後の保険料を納付した。釣りを受け取ったので、その時に納付した保険料額は24万円弱であったと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年11月に申立期間の国民年金保険料を含む7年8月から9年10月までの保険料として約24万円を一括して市役所の窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、平成7年8月及び同年9月の保険料は9年4月に納付されていることが確認でき、同年11月に申立期間を含む7年8月から9年10月までの保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、申立期間を含む平成7年8月から9年10月までの国民年金保険料27か月分をまとめて納付したと主張しているが、当該期間の保険料額は33万800円となり、約24万円を納付したとする申立人の陳述と一致しない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成9年11月時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となるどころ、市役所の窓口で過年度保険料を受領することはないとC市は回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする状況について、申立人は、平成9年11月にC市D町に所在する同市役所庁舎内の窓口で申立期間の保険料を納付したと陳述しているが、同市は12年10月に同市D町で庁舎建設を開始し、*年*月に同庁舎において行政事務を開始しており、陳述と符合しない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたこと又は基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年3月まで

私は、昭和44年10月頃、自身で国民年金の加入手続を行った。送られてきた国民年金手帳がピンクがかった赤色だったのを覚えている。集金人が2か月ごとに来て、集金した月数分の印を年金手帳に押してくれていたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月頃に国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。交付されたのはピンクがかった赤色の国民年金手帳であり、集金の際、当該手帳に集金人が印を押していたのを覚えているので、申立期間の保険料は納付しているはずだと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和48年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、申立人に係る特殊台帳を見ると、手帳交付年月日が同年8月15日となっていることから、申立人は、同年8月頃に加入手続を行ったものと推定され、44年10月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、昭和48年8月の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、44年10月から45年12月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、46年1月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過年度納付を行っていないと陳述している。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳とは別に、最初に交付された国民年金手帳があり、その色はピンクがかった赤色であったと申し立てている

ところ、当委員会が入手した資料からは申立人の陳述する色の国民年金手帳についての確認ができず、赤色の手帳が交付された時期の特定もできないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがうまでには至らない。

加えて、申立期間は54か月と長期間であり、このような長期間にわたり行政側において国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立人は19歳から現在の住所に居住し転居もしていないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和48年10月に払い出される以前において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったほか、手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年4月まで

私の記憶では、大学を卒業した直後の昭和45年4月に母が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、母が、自宅に出入りしていた銀行員に渡していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和58年1月にA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間については加入手続以後に国民年金の加入期間として遡って記録が追加されたものと考えられる。この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年7月まで

私は、父親に年金は掛けておかないといけないと勧められたことから、最初の会社を退職した昭和59年9月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。手続時に厚生年金保険に加入した際に交付された年金手帳を提出したが、加入手続後に返却された手帳には国民年金については何も記載されていなかった。市役所と社会保険庁（当時）とは違うのかと、その時は特段不信に思わず、申立期間については、6,000円台の国民年金保険料を市の窓口及び金融機関で納付した。その後、再度雇用されたが、平成3年に退職して国民年金の手続に行ったときは、なぜか年金手帳の国民年金の記号番号の欄に番号が新たに記載されていた。その時は不信に思ったが、自身ではずっと保険料を納めていたので深くは考えなかった。13年又は14年頃、A社会保険事務所（当時）から他の年金番号がないかの問い合わせの郵便が届いた。そこで、国民年金の番号を書いて送ると、あなたの年金番号は統一されましたとの通知が届いたので、全部統一されたと思っていた。

しかし、申立期間は未加入期間とされており納得できない。私は6,000円台の国民年金保険料を確かに納めたので、市役所の台帳を含め、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、申立期間は父親の扶養家族となっていたので、国民健康保険との勘違いはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年10月に払い出されていること、ii) 申立人に係るB市の

国民年金被保険者名簿によると、同年10月1日を資格取得日として新規に資格を取得する届出が同年10月2日に行われた旨記載されていること、iii) 申立人が所持する年金手帳によると、国民年金の資格取得日が同年10月1日である旨記載されていることが確認できることから、申立人に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この場合、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、上記加入手続後に返却された年金手帳には国民年金手帳記号番号など国民年金については何も記載されなかったと主張しているが、手帳記号番号の払出しがないまま申立人に対して納付書が複数年度にわたって発行された上、市の窓口及び金融機関で国民年金保険料が収納されたと考えるのは困難である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年12月まで

私は、昭和47年頃に、知人から国民年金の加入を勧められた。その際、郵便局で加入手続きができること、毎月納付することを聞いていたので、A郵便局に行き、私自身の国民年金の加入手続きを行った。

以降の国民年金保険料は、毎月、上記郵便局を訪れて、同郵便局で入手した納付用紙を用いて納付し、昭和47年当時の月額保険料は550円であり、私は、当時3歳だった次女の手をつなぎ、同郵便局で保険料を納付した帰りに、買い物に行くのを楽しみにしていたこと、知人も私と同様に郵便局から毎月納付していたことを覚えている。

また、私は昭和54年4月に市内転居を行ったが、国民年金第3号被保険者制度ができる前月の61年3月まで、国民年金保険料を納付した。同制度ができたことに伴い、私の領収書は、当時の夫の会社又は、社会保険事務所（当時）かの、いずれかに提出しており、それ以降、当時の領収書は手元にない。

既にA郵便局は閉鎖されており、自身で調査はできないほか、当時の市の紙台帳を見たところ、毎月納付していたにもかかわらず、昭和53年以降の納付記録について、年度ごとに、「完納」と押印しているだけであり、市において、ずさんな管理がなされていたと思う。納付したのは間違いないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃、郵便局において国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人に係るオンライン記録及び特殊台帳によると、申立人は、昭和53年1月6日付けで任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得

していることが確認でき、制度上、任意加入被保険者は加入手続日に資格を取得していることから、申立人は、この日に加入手続がなされたものと推認できる。このことは、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、同年1月25日に払い出されていることと整合しており、この場合、申立期間は未加入期間になることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、B市は、同市において国民年金の加入手続を、郵便局窓口で行うことはできないとしている上、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、印紙検認記録方式による収納が行われていたとしていることから、加入以降、申立期間を通じて、納付書を用いて現年度納付していたとする申立人の主張は、当時の取扱いと一致しない。

さらに、申立人は、加入以降、昭和54年4月の市内転居までの間は、毎月郵便局から納付していたとしているが、申立人に係るA市の記録によると、申立期間直後に当たる53年1月以降の国民年金保険料については、口座振替納付がなされていた事跡を確認でき、申立人については少なくとも同年1月以降、金融機関口座からの口座振替によって保険料納付がなされていたことがうかがえ、申立内容と相違する。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 9 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に厚生年金保険に加入していた会社を退職したことに伴い、国民年金に加入して国民年金保険料の納付を開始した。

その後、平成 3 年 1 月に結婚して実家の A 市から B 市に転居し、その数日後に B 市役所へ夫と一緒に国民年金第 3 号被保険者の手続に行ったところ、未納期間を指摘され、遡って国民年金保険料を全額納付した。その際、職員から口頭で「これで未納期間は無くなった。」旨の説明を受けたのに、申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

会社退職後における国民年金第 1 号被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人の第 3 号被保険者の該当処理日等から、平成 3 年 4 月頃、B 市において国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 61 年 4 月 21 日まで遡って国民年金第 1 号被保険者の資格を取得し、申立人がその夫の被扶養配偶者として認定された平成 3 年 2 月 4 日に第 3 号被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録及び B 市の国民年金被保険者検認台帳により確認できるとともに、国民年金手帳記号番号のみが記載された申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、上記に係る各被保険者の資格記録が同一の筆跡でまとめて記載されている上、同年金手帳の住所及び氏名は、当初から結婚後の住所及び氏名となっていることなどを踏まえると、申

立人の国民年金に関する加入手続は、結婚後に第3号被保険者該当届を提出することにより初めて行われたものとするのが自然である。この場合、当該加入手続が行われるまで、申立人は、記録の上では国民年金の未加入者であり、結婚前の実家のA市においては、申立期間を含めて国民年金保険料を納付することができない上、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録によると、国民年金の加入手続が行われたとみられる時期の6か月後である平成3年10月16日に、その時点で時効完成前である申立期間直後の元年10月から2年3月までの国民年金保険料を遡って過年度納付するとともに、当該期間後の同年4月から第3号被保険者の資格を取得する前月の3年1月までの保険料については、それぞれ時効が完成する直前の4年5月13日及び同年7月9日に過年度納付していることが、納付日を含めて具体的に確認でき、これらの納付記録自体に特段不自然な点は認められない。したがって、申立人が、過去の未納期間の保険料を納付した際に職員から受けたとする「これで未納期間は無くなった。」旨の説明は、「これで、時効完成前の納付が可能な期間に未納期間は無くなった。」という意味であった可能性が考えられる。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、会社退職後の昭和61年4月から国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料の納付を開始するためには、当時の住所地であるA市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、同市において国民年金の加入手続を行った確かな記憶はないと陳述しており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿の存在についても確認できない。

加えて、申立期間は3年以上に及び、これほどの長期間にわたり、行政が申立人の国民年金保険料の収納及び記録管理における事務処理を連続して誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年12月までの期間及び48年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年12月まで
② 昭和48年7月

私は、昭和42年3月に会社を退職し、A市の実家に帰った時、自営業を営んでいる父から「国民年金に加入しなければいけない。」と言われ、資格取得日が同年3月10日と記載された年金手帳を受け取った記憶がある。当時は婦人会の人が自宅に集金に来ていたので、父が私を含めた家族全員の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと思う。父母及び兄が保険料を納付しているのに、私一人が未納とは考えられない。その後、43年11月に結婚し、B市に転居した時も、父に言われて、年金手帳を同市役所に持参して住所及び氏名変更手続きを行っており、その際は自身で保険料を納付していると思うので、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、私は、昭和48年1月から国民年金保険料を納付しているのに、以前勤務していた会社に再就職する直前の申立期間②の1か月間のみが未納とされており、納付していないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

会社退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人が所持する1冊目の国民年金手帳を見ると、昭和43年7月3日に申立人の実家のあるA市で発行されていることが確認できることから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した直後の42年3月10日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資

格を取得したことが同年金手帳に記載された資格取得日により確認できる上、その記録は、申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間①のうち、43年4月から結婚前の同年10月までの期間は、当時、A市役所に委任された主に婦人会を中心とする年金推進員において取扱いが可能な現年度保険料であるが、申立人の同年金手帳の昭和43年度印紙検認記録欄には、当該期間の国民年金保険料を現年度納付したことを示す同市の検認印が見当たらない上、昭和43年3月以前の期間の保険料は、基本的に社会保険事務所(当時)の納付書で遡って納付することとなる過年度保険料であるが、申立人は、実家における保険料納付に直接関与しておらず、申立人及びその家族全員の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、納付をめぐる当時の家族の事情については不明である。

また、申立期間①のうち、申立人が結婚のためB市へ転居してから、会社に就職するまでの昭和43年11月及び同年12月の国民年金保険料については、同市において申立人自身が納付したと思うと申し立てしているところ、上記国民年金手帳における昭和43年度印紙検認記録欄には、同様に同市において保険料を現年度納付したことを示す検認印が見当たらないほか、申立人は、同市役所で国民年金の住所及び氏名変更手続を行った際、過去の保険料を遡って納付したことも、そのような説明を受けた記憶もないと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓及び新姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人又はその父親が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和48年1月から国民年金に任意加入し、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を再取得した同年8月1日に国民年金被保険者の資格を喪失したことが申立人の特殊台帳の記録及び申立人が所持するB市発行の2冊目の国民年金手帳の記載から確認できるところ、同年金手帳の昭和48年度印紙検認記録欄を見ると、昭和48年4月から申立期間②直前の同年6月までの3か月の国民年金保険料を同年5月30日にまとめて現年度納付したことを示す同市の検認印が確認できるとともに、右側の印紙検認台紙も、当該期間に係る国民年金印紙のみが貼付されたまま切り取られずに残っていることから、この手帳からは、申立人が申立期間②の保険料を現年度納付したことをうかがうことはできないものと考えられる。

また、申立人が以前勤務していた会社に再就職したとする申立期間②当時の状況について、申立人に改めて事情を聴取したところ、申立人の長女が3歳

になる頃、会社から保育所を世話するので会社に復帰するように依頼されたが、長女が保育所になじむまでの約1か月間は、フルタイム勤務でなかったことを思い出したとし、申立期間②は社会保険が適用されなかった期間であったかも知れないと陳述しているほか、同会社に再就職後に別途納付書により国民年金保険料を遡って納付した記憶もないとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から48年3月まで

私は、会社を退職した1年後の昭和43年4月頃、集金人に勧められて国民年金に加入した。加入後は、3か月ごとに自宅に来る集金人に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間は、夫が国民年金保険料を納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した1年後の昭和43年4月頃、集金人に勧められて国民年金に加入し、加入後は、3か月ごとに自宅に来る集金人に、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、会社を退職した約6年後の昭和48年6月9日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の発行日と一致していることから、この頃に初めて加入手続が行われたものと推定される。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない集金人に納付することができない過年度保険料であるが、申立人は、加入当時において過去の未納保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立期間における国民年金保険料が納付済みである申立人の夫は、結婚前の昭和37年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を夫と一緒に集金人に現年度

納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。なお、申立人は、現在所持する夫婦の国民年金手帳以前に年金手帳を所持していたが、47年12月頃に焼失したと陳述しているところ、現在所持する夫婦の年金手帳を見ると、申立人の夫については48年4月1日付けで再発行したことを示すゴム印が確認できるが、申立人の同年6月9日発行の年金手帳には再発行されたことをうかがわせる記載等は見当たらないことなどを踏まえると、焼失したのは夫の年金手帳であると考えるのが自然である。

さらに、申立期間は4年以上に及び、夫婦一緒に集金人に納付していたとする国民年金保険料の納付記録について、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から56年10月までの期間及び60年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から56年10月まで
② 昭和60年5月から61年3月まで

昭和54年3月頃、母が集金人から国民年金に加入することを勧められたので、手続をしてもらったように思う。

申立期間①の国民年金保険料については、毎月、家に来ていた集金人に母が自身の保険料と一緒に支払ってくれていたとのことである。

申立期間②の国民年金保険料については、私の預金口座から数十万円を引き出し、母に社会保険事務所（当時）の窓口で、まとめて納めてもらった記憶がある。

申立期間が未加入と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、昭和62年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、平成元年4月に払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、国民年金被保険者資格の取得日は昭和62年4月1日と記録されており、オンライン記録と符合する上、申立人は当該手帳以外に国民年金の記録された手帳の交付を受けたことはないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほ

か、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧であるため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から60年3月まで

昭和53年4月当時、母が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、仕事の都合上、自身で納付することができなかったため、毎月の給料から、母に保険料を預け、代わりに納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和60年5月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、53年4月から58年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、その母親に保険料を預け、代わりに納付してもらっていたと主張するのみで、納付時期及び納付金額等過年度納付に関する記憶は明確ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は7年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の

納付に直接関与しておらず、また、保険料納付等を担っていたとする申立人の母親から納付状況等に係る陳述を得ることは困難であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5512（事案 3316 及び 4297 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年*月に60歳になり、国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は、月額5万8,000円で、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにと思い、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであるとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、さらに、高齢任意加入手続及び保険料納付をした当時の具体的な状況を思い出したので、再申立ても行ったが、いずれも認められないとの回答を受けた。

納付できないので、改めて調査及び審議を希望する。

第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保有する申立人の国民年金資格取得申出書（高齢任意用）が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、申立期間は国民年金任意未加入期間となるため、制度上国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 通常、社会保険事務所では申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないと回答しており、当該申出書以外の申出書の存在も確認できないこと、その他、申立人に別の資格取得申出書（高齢任意用）が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらなかったことなどから、当委員会の決定に基づき、平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、再申立てがあったが、i) 申立人は、A市B区役所に

おける高齢任意加入手続及び国民年金保険料の納付に関して具体的な状況を改めて陳述しているものの、その時期が申立期間である平成2年6月頃のことであることを特定することはできなかったこと、ii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で保険料を納付したと申し立てているものの、A市では、当該申出書を受理後、一旦社会保険事務所に転送し、同事務所から高齢任意加入が可能であること及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することは無い旨回答していることなどから、当委員会の決定に基づき、平成22年5月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

そこで、申立人から、今回、再々申立てがあつたが、新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10373 (事案 7756 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 2 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間にA社(現在は、B社)で勤務し、厚生年金保険料も控除額は正確に記憶していないが、控除されていたことは間違いなことから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、勤務は推認できるものの、試用期間が経過する前に退職した可能性が考えられる等として、記録の訂正は認められなかった。

しかし、私には試用期間が無く、入社して1か月後の昭和31年9月頃に申立期間当時の人事課長から、社会保険に入っていると言われた。

また、保険料控除額については、月200円ぐらいであると申し上げたにもかかわらず、記憶が曖昧であるとされたことに納得できない。

再審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人提出の採用通知書及び申立期間当時の申立人の日記の内容から判断して勤務は推認できるものの、B社の現在の総務担当者は、「申立期間当時は、正社員であっても、勤務が継続できることをしばらくの間見てから、社会保険に加入させていたようである。試用期間の長さは人によって異なっていたようであり、加入時は入社時に遡って加入させていたようである。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を見ると、申立期間の終期に、申立期間以前に遡って資格を取得している者が多数確認でき、その中には申立人が同僚として記憶している者も含まれていることから、申立人は、試用期間が経過する前に

退職したことにより当該遡及取得の対象者とされなかった可能性が考えられる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、自分には試用期間が無く、入社して1か月後の昭和 31 年 9 月頃に申立期間当時の人事課長から、社会保険に入っているとされたとしている。

しかし、B社は、「申立期間当時の人事課長が誰であったかは不明である。」としており、申立人も当該課長の名前を記憶していない上、前述の日記を見ても、当該課長の名前及び社会保険に関する記載は見当たらないことから、自身には試用期間が無かったとする申立人の主張を確認することができない。

また、今回の調査において、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、前述の厚生年金保険被保険者資格を遡及取得している者については、申立人がB社を退職したとする昭和 32 年 2 月 19 日の翌日である同年 2 月 20 日以降に、31 年 7 月 1 日に遡って資格を取得していることが確認できるところ、これらの者が遡及期間に係る厚生年金保険料を、当該遡及訂正が行われる以前から事業主により給与から控除されていたことを確認することはできないことから、上記の遡及訂正は遡及期間の保険料控除に基づくものではなく、遡及訂正時点で勤務の実態があることに基づくものと推測される。したがって、32 年 2 月 20 日の前日に退職していた申立人について、事業主が、遡及して被保険者資格を取得させたとは考え難い。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 30 日から同年 5 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月 30 日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 10 ページに記載された元従業員のうち、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した 22 人に照会し 12 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務を記憶している者はなく、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、雇用保険の記録を見ると、申立人は、申立期間中の昭和 57 年 4 月 28 日に求職の申込手続きを行い、申立期間と一部重複する同年 5 月 5 日から同年 7 月 25 日までの間、失業給付の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、B厚生年金基金の加入記録で確認できる申立人の資格喪失日は昭和 57 年 3 月 30 日であり、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から24年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A市B区に有ったC社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。夫は同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、申立期間もA市B区のC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、A市B区のC社は、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日の昭和21年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同社は、D市において、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を再取得した日と同日の24年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は、昭和59年に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時の事業主の娘は、「申立人は、C社で入退社を繰り返していたので、いつ頃勤務していたかは覚えていない。」旨陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することができない。

さらに、D市に有ったC社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員の妻は、「夫は、昭和21年頃からD市のC社

で勤務していたが、同社が24年9月に厚生年金保険の適用を受けるまでは給与から保険料の控除は無かった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 15 日から 36 年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（B社が法人化に伴い社名を変更）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には、社名がB社であった昭和 34 年 3 月 20 日に入社し、A社に社名を変更した後も 37 年 8 月 1 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社から申立人への申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において勤務が確認できる 21 人（申立人を含む）のうち、A社で被保険者資格を再取得している者は 7 人（申立人を含む）が確認できるところ、当該 7 人全員について、B社で被保険者資格を喪失後、A社で被保険者資格を再取得するまでに空白期間が有ることが確認できる。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述のとおり、A社は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社から申

立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、「A社では弟も一緒に昭和37年4月頃まで勤務していた。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該弟の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便により、夫がA社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、夫が同社で正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後にB社で厚生年金保険に加入しているところ、同社から提出のあった申立人に係る履歴書及び同社の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、その業務内容から、厚生年金保険の強制適用対象事業所ではなかったと考えられるところ、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、国民年金制度の始まった昭和 36 年 4 月以降は国民年金に加入しており、申立期間の一部に係る国民年金保険料を申立期間内に納付しているほか、申請により国民年金保険料納付が免除されている期間も確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月から同年 12 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社から給料が振り込まれていたことが確認できる預金通帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の預金通帳の記録及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立期間当時に経理及び社会保険事務を担当していたとする元従業員の一人は、「原則として、従業員を入社後すぐに厚生年金保険と雇用保険にセットで加入させていたが、収入を多くしたいという希望があれば、アルバイト扱いにして、これらの保険には加入させなかった。」と陳述しており、申立人が記憶する同僚の一人もA社での厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員について、雇用保険の記録を調査したところ、いずれの者も両保険の加入期間は符合していることが確認できたが、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間当時、A社はB厚生年金基金に加入しているところ、同厚生年金基金も、「当厚生年金基金においても申立人の加入記録は無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から9年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、毎月10日に約10万円と、年に数回に分けて40万円から60万円までの給与が支給されており、平均すると毎月の給与額は約25万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成4年6月に32万円から13万4,000円に改定されているところ、申立人は、申立期間の給与月額は平均すると約25万円であったと申し立てている。

しかし、平成4年1月に60歳となった申立人は、この標準報酬月額の改定により、初めて老齢厚生年金を受給できることとなったことがオンライン記録により確認できる（当時の制度では、老齢厚生年金の受給資格期間を満たした60歳以上65歳未満の厚生年金保険の被保険者は、標準報酬月額が24万円以下の場合にのみ老齢厚生年金の受給権が発生し、その後は、標準報酬月額の高低に応じて同年金の一部又は全部が支給停止になることとされていた。）、申立期間当時に総務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、60歳の定年後に老齢厚生年金を受給できるように給与月額を低くし、前年の給与と比べて減った分を賞与として支給していた。社会保険事務所（当時）には、低くした給与月額に基づく標準報酬月額を届け出、当該額に係る厚生年金保険料を控除していた。申立人についても、年金事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と陳述している。

また、申立人が、当時専務であったとする者も、「60歳定年後は、老齢厚生

年金を含めて手取額が一番高くなるように、本人と相談の上、給与月額などの労働契約を締結していた。」と陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる申立人と同年代の元従業員6人の記録を見ると、いずれの者も、申立人と同じく、老齢厚生年金の受給権が発生した年に標準報酬月額が減額改定されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人のA社における標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、A社は平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除額等を確認できず、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 10 日から 38 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も勤務していたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在籍について、申立期間中に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚を抽出して事情照会したところ、複数の同僚からは、「申立人は、申立期間のうち、繁忙期以外は、A社で勤務しておらず、同社の元請事業所で勤務していたことを記憶している。」との回答が得られた上、申立人自身も、「申立期間当時、A社だけではなく、複数の元請事業所(B社、C社、D社及びE社)にも勤務しており、それらの事業所における勤務期間は長くても3か月ないし4か月ぐらいの臨時的なものであった。」と陳述していることなどから、在籍については確認することができなかった。

また、A社は、昭和 42 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚は、「A社で勤務していた期間のうち、元請事業所に勤務していた期間は、A社での厚生年金保険の加入記録は無い。」と陳述していることから判断すると、A社では、元請事業所で勤務をさせていた者については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間中に勤務していたとする元請事業所のうち、B

社の現在の人事担当者及びC社において同僚であった者は、「当時、下請事業所の従業員のうち、一定期間継続して雇用されることが見込まれる者に対しては、元請事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたようである。しかし、申立人のように臨時的に短期間しか勤務していなかった者は、資格を取得させていなかったように思う。」と陳述している。

一方、申立人主張の元請事業所のうち、D社の現在の事務担当者及びE社の元F職であった者はいずれも、「当時、下請事業所の従業員を自社で厚生年金保険に加入させることはなかったように思う。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 2 日に、A 社(現在は、B 社)の正社員となる前提の臨時社員として採用され、新人者教育を受けた後、C 事業所において勤務していた。

年金事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

当時、給与から必要経費を差し引かれ支給されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と同期で同職種であったとする同僚から提出された経歴書などから判断すると、申立人は、申立期間においてA社C事業所の臨時社員として勤務していたものと認められる。

しかしながら、B社では、「申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたか否かは確認できない。当時、C事業所において、臨時社員の厚生年金保険への加入取扱いについては、現場の各事業所の裁量判断にゆだねていたことから、各事業所によって取扱いが区々^{まちまち}となっている。」旨回答している。

また、申立人と同年齢で同じ時期に入社したと陳述している上記同僚の記録を見ても、申立人と同じく申立期間の加入記録は確認できない上、同期入社であったとされる複数の同僚についても、同様に、D 共済組合加入前の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得している者が9人確認できるものの、健康保険整

理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 7 月 31 日まで

私は、申立期間はA市に所在したB社にC職として勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、B社での厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時、B社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社における業務内容及び同僚の氏名を具体的に記憶していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが考えられる。

しかしながら、オンライン記録によると、A市において、B社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、申立期間当時の事業主及び申立人が氏名を記憶している同僚はいずれも、既に死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない上、B社の関連会社であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚も「申立期間当時、B社に勤務していたことがあったが、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは不明。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月頃から31年8月頃まで

私は、昭和29年9月頃にA社に入社し、31年8月頃まで継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年9月頃にA社に入社し、31年8月頃まで継続して勤務したと申し立てているところ、同社の取締役及び同僚の陳述から判断すると、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が所持している同社での親睦会の写真において、申立人と一緒に撮影されている同僚のうち、複数の同僚についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことから判断すると、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社の役員は、「当時の資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と陳述している。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時における複数の同僚を抽出して調査したものの、申立人に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除についての具体的な陳述を得ることはできず、確認することはできなかった。

加えて、申立人は、A社の職人であった同僚の紹介で同社に入社したと申し立てているところ、同社に係る上記被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が入社したと主張する昭和29年9月頃よりも後の30年1月24日であることが確認できる上、当該同僚は、「A社における自身の被保険者記録に相違はない。」旨を陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 61 年 9 月 11 日まで
年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に所属し、B社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低く記録されている。

当時の給与支給額及び社会保険料控除額を確認できる資料として給料支払明細書の一部を所持しており、当時、月 26 万円を超える給与を受けていたことが確認できるので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月分から 59 年 12 月分までの給料支払明細書を提出しており、当該期間において、オンライン記録を上回る給与を支給されていたことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、各月ともオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録のある同僚を抽出し、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除について事情照会したものの、事実と反して自身の標準報酬月額

が低く届けられていると回答した者はみられない。

さらに、申立期間当時、A社の社会保険事務の責任者であったとされる事業主は、連絡先が判明しないため、同社における報酬月額の出及及び保険料控除の状況等について、事情照会することができない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿を見ても、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、上記期間以外の給与支払明細書を所持しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

当時、それまで所持していた厚生年金保険の被保険者証を紛失したため、A社に入社する際に新しい被保険者証を発行してもらった記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 44 年 3 月 29 日から 45 年 2 月 28 日までA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社の解散時の事業主は、「A社は、昭和 59 年 7 月から厚生年金保険に加入した。」としているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 7 月 16 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「私は昭和 57 年 11 月頃にA社に入社したが、当初は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった。加入する際には、事業主から保険料控除について説明があった。」と陳述している。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡している上、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立期間当時の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、「健康保険被保険者証を交付されていたから、厚生年金

保険にも加入していたはずである。」と主張しているが、A社は申立期間にB国民健康保険組合に加入していたことから、申立人は、申立期間当時、健康保険のみに加入していた可能性がある。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で採用されB社（現在は、C社）に出向して勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社で採用されB社に出向して勤務したとしているところ、オンライン記録によれば、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、一方、申立人は、申立期間前の昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日までの期間について、A社で被保険者となっていることが確認できる。これについて、同社の申立期間当時の経理担当者は、「私がA社で勤務していた昭和 44 年 6 月から 45 年 5 月までは、申立人は同社で勤務していない。」としており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る 4 人がいずれも、「申立人は申立期間頃にB社で勤務していた。」としていることから、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時もB社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社の事業主（申立期間当時もB社の事業主）は、「当社は、昭和 61 年に株式会社になった後に厚生年金保険に加入したので、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入することはない。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、現在もC社で勤務している者は、「私がB社に入社したのは約 30 年前だが、入社した当時、同社は厚生年金保険に加入していなかったので、国民年

金保険料を納付していた。」としているところ、同人の国民年金の記録を見ると、昭和56年4月から60年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、前述の事業主は、「申立期間当時、B社に係る経理事務及び給与計算事務は、亡くなった私の夫（A社の事業主）が行っていたので自分は分からない。また、申立期間当時の関係資料も保管していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の前述とは別の経理担当者は、「申立人はA社で採用され、実際はB社で勤務していたが、当初、A社が給与を支給していたので、同社において厚生年金保険と雇用保険に加入していた。しかし、申立人の給与を実際の勤務先であるB社が支払うことになった時に、A社で加入していた厚生年金保険と雇用保険の資格を喪失させたと思う。」と陳述しているところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録を見ると、勤務していた事業所名は不明であるものの、同社における厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散しており、同社の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る在籍及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 5 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 44 年 9 月から平成 2 年 5 月まで、一度も退職することなく継続して勤務したのに、途中で 3 か月も未加入期間があるのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 9 月から平成 2 年 5 月まで、一度も退職することなく継続してA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和 45 年 2 月 1 日に同社における被保険者資格を喪失した後、同年 5 月 3 日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、B社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、当時を知る役員も既に死亡しているため、当時のことは不明である。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者も死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録を見ると、申立人の資格取得日は、厚生年金保険の記録と一致する昭和 45 年 5 月 3 日となっており、申立期間の加入記録は確認できない。また、元従業員の一人は、「申立人が申立期間頃に一度退職したような記憶がある。」としている上、申立期間中の同年 2 月 13 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の元従業員は、「申立人と知り合ったのは、申立人が従業員寮に入居してからで

ある。」と陳述しているところ、戸籍の附票により、申立人が同社の従業員寮に住所地を移したのは、同年5月4日（申立人のA社における被保険者資格の再取得日である昭和45年5月3日の翌日）であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10388 (事案 5310 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月27日から36年11月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、私は、昭和32年の春にA社に採用され、3年ないし4年程度は勤務していたと記憶している。採用後、試用期間を経て、最初は同社本社で、その後は同社B支店で勤務した。当初の申立てではD業務の仕事をしていたとしたが、いずれもE業務の仕事をしていたので訂正する。

今回、A社での同僚等の名字、愛称及び同社B支店長の容姿を思い出したので再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録の有る元従業員に照会したものの、申立人と同様に同社本社で経理を担当していたとする者、事務関係の業務に従事していたとする者を含めて、申立人を記憶している者はいない、ii) 申立期間当時、同社B支店で勤務していたとする元従業員3人も申立人を記憶していない、iii) 同社を統合したC社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明であるとしている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社の上司及び同僚等の名字、特徴等を思い出したので再度調査してほしいと申し立てているため、同社B支店の元従業員5人に照会したところ、当該申立内容は、事実とおおむね符合することが確認できた。

しかし、当該元従業員5人は、いずれも、再度の照会に対しても、申立人を記憶していないと回答しており、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認できない。したがって、今回の申立内容のみをもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料又は周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月頃から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月頃から平成 5 年 11 月まで、A社が経営する店に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時、会社から受け取った健康保険被保険者証を使って病院で診療を受けていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関連会社であるB社（申立期間当時は、C社）の回答及び申立人提出のD組織発行のE免許証等から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社の従業員は、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 4 月 1 日以降においては、同社で厚生年金保険に加入させていたが、同日より前の期間においては、各自で国民年金に加入するよう指導しており、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨回答している。

なお、申立人は、「申立期間当時、会社から受け取った健康保険被保険者証を使って病院で診療を受けていた。」と陳述しているところ、B社は、「申立期間当時、C社は、F健康保険組合に加入しており、A社の従業員も、C社で健康保険に加入させていた。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金

保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月から 36 年 8 月まで、A 社 B 事業所に在籍し、同社が経営する C 店において勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 社 B 事業所に在籍し、同社が経営する C 店で勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社 B 事業所は既に閉鎖し、同社 B 事業所の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が、申立人よりも先に C 店で勤務し、申立期間当時、一緒に勤務していたとして、唯一記憶する同僚も、申立人と同じ昭和 31 年 11 月 1 日に同社 B 事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社 B 事業所に係る上記被保険者名簿を見ると、昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している D 職が申立人を含め 233 人みられ、このうち連絡先が判明した 9 人を抽出して文書照会を行ったところ、回答のあった 8 人のうち 5 人は、各人が記憶する勤務開始日から 7 か月ないし 2 年程度後に被保険者資格を取得していることから、同社 B 事業所は、D 職を必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、当該日に未加入の D 職を一括して厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 29 日から同年 6 月 28 日まで
② 昭和 58 年 7 月 21 日から 59 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 61 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 平成元年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 5 月 25 日から 44 年 6 月 28 日まで、A社に勤務したが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和 58 年 7 月 21 日から 61 年 6 月 21 日まで、B社に勤務したが、申立期間②についても厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、昭和 61 年 7 月 1 日から平成元年 12 月 1 日まで、C社に勤務したが、申立期間③及び④についても厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当社が保管する昭和 44 年 6 月 18 日にD健康保険組合で受け付けられた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日は同年 5 月 21 日と記載されており、申立人の申立期間における在籍は確認できない。」「当該通知書以外に、当時の関係書類を保管していないものの、申立期間における保険料は控除していないものと考えられる。」旨回答している。

また、A社が加入していたF厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳には、申立人の資格喪失日は昭和 44 年 5 月 29 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人が申立期間前に勤務していたE社における雇用保険の加入記録及び受給記録には、申立人が昭和58年9月22日に就職した旨の記録が確認できることから、申立人は、同日以降、B社に勤務していたことが推定できる。

しかし、B社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和59年2月21日に被保険者資格を取得した5人のうち2人については、各人が記憶する勤務開始日から3か月ないし7か月程度後に被保険者資格を取得していることが確認できる。このほか、申立期間当時に被保険者資格を有する複数の同僚が、「当時の従業員数は10人以上であった。」と陳述しているところ、同社に係る上記被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する者は7人であることが確認できることから、同社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、同年2月21日に未加入の従業員を一括して加入させたことがうかがえる。

さらに、上記のE社における雇用保険の加入記録及び受給記録から、申立人は、昭和58年7月1日に公共職業安定所に対し求職の申込みを行い、同年8月8日から同年9月21日までの期間において基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間③及び④について、申立人は、C社で勤務していたと申し立てている。

しかし、C社の申立期間当時の役員（事業主の長男）は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、期間の特定はできない。また、当時の労働者名簿及び賃金台帳等は保管していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間③について、上記のC社の申立期間当時の役員は、「当社では、正社員として採用するまで、3か月程度の見習期間を設けており、見習期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する同僚3人も、「正社員になるまでには、見習期間が設けられていた。」旨陳述し、各人が記憶する勤務開始日から3か月程度後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間④について、申立人のC社における雇用保険の加入記録及び受給記録から、申立人は、平成元年10月31日に同社を離職していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、事業主により給与

から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、同社では私自身が給与計算の事務を担当していた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時に社会保険事務を担当していた元事業主の妻は、「資料は既に廃棄しているため確認できないが、昭和 63 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になったため、それ以前の厚生年金保険料を給与から控除していたとは思えない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録により、昭和 63 年 1 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 6 人(申立人及び申立人が記憶している同僚 3 人を含む。)のうち、申立人を除く元従業員 3 人、事業主及びその妻の合計 5 人は、いずれも「A社が法人になった後の昭和 63 年頃に厚生年金保険に加入したと思う。それ以前に厚生年金保険料を控除されていたことはない。」と陳述しており、そのうちの 1 人は、「申立期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

加えて、申立人は、「面接で社会保険完備と聞いていたため、厚生年金保険

と雇用保険とはセットで加入していたはずである。」と主張しているところ、上述の5人のうち、申立人が記憶している元同僚1人の雇用保険の加入記録を見ると、同人は昭和59年2月1日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格の取得日が一致していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年頃
② 昭和29年頃
③ 昭和32年末頃
④ 昭和33年頃

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、申立期間④はD社で勤務していたことは間違いないので、期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主、上司及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人のB社における業務の具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い及び試用期間等については不明であるが、当時の健康保険加入記録、厚生年金保険記号番号等を記録したノートを保管しているので確認したところ、申立人の加入記録は無かった。」と陳述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した一人に照会を行ったが回答は得られなかったため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主、上司及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人のC社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人のD社における業務の具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した7人に照会したところ、4人から回答が得られたが、4人全員が申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

また、上述の4人は、「試用期間が6か月ないし3年程度あった。」と陳述し

ているところ、いずれの者も自身が記憶する入社時期の8か月ないし2年4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがD社に係る上記被保険者名簿から確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、D社は平成11年7月*日に解散していることが同社に係る商業登記簿謄本により確認でき、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することはできない。

加えて、D社に係る上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年頃から31年頃まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務していた期間の記録が無いとの回答をもらった。B公共職業安定所からの紹介で、同社に就職し、C職として住み込みで勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚の名前を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある元従業員15人に照会したところ、10人から回答を得たが、いずれの者からも申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

また、A社は、平成14年8月31日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、元事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立期間当時、経理担当であったとする者は、「従業員であれば厚生年金保険に加入させていたが、入社と同時に加入させず、見習期間を経て、会社が人柄を見て加入させていた。」と陳述しているところ、上述の回答があった同僚10人のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和30年4月1日)以後に同社で勤務を始めたとする6人中5人は、自身の記憶している入社日より1か月ないし1年3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取

得していることが確認できることから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 62 年 8 月まで
② 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 8 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。入社から退社までC職として従事し、申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当社は、昭和 56 年 12 月以降に届け出た厚生年金保険の被保険者資格取得届を保管しているが、申立人の申立期間における取得届は見当たらない。また、申立期間当時は、従業員自身が厚生年金保険に加入することを希望しない場合は、加入させない取扱いをしていた。」と回答しており、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている被保険者資格の取得日（平成 2 年 8 月 7 日）は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員で所在の判明した 31 人に照会したところ、4 人から回答があり、このうち 3 人の元従業員は、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入したくない場合は、加入しなくてよかった。」と陳述しているところ、3 人中 2 人は自身が記憶している入社日から、10 か月ないし 5 年程度経過した後、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間当時、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日は厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日であることが確認できる上、前述の厚生年金保険には入社日より遅れて加入したとする2人も、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月 26 日から 61 年 5 月 9 日まで
② 昭和 61 年 11 月 10 日から平成元年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社の店でC職として勤務しており、申立期間②は、B社の店でD職として勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、A社は、昭和 51 年 3 月 1 日に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、63 年 11 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚 5 人のうちの 4 人は、いずれも A 社において厚生年金保険の加入記録は無く、別の 1 人は、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、これら 5 人のうち回答があった 2 人は、「申立期間において、保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と陳述している。

さらに、A社総務部は、「申立期間当時の資料は無いので保険料控除は不明であるが、申立期間から現在まで継続して勤務している従業員は、申立期間は国民年金に加入していた。」と回答しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 51 年 3 月 1 日に一旦厚生年金保険被保険者資格

を喪失し、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった63年11月1日に同資格を再取得した元従業員2人は、いずれも申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、B社は、平成5年6月1日に適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の事業主は、「申立期間当時の資料は保管していないが、適用事業所となっていないのに厚生年金保険料を控除するはずがない。」と回答している。

さらに、申立人はB社の同僚二人の氏名を記憶しているところ、B社に係る厚生年金保険の加入記録において当該同僚の氏名を縦覧したが、これらの者の被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は、その妻が申立期間に自宅近くの医療機関に通い、B社から受け取った健康保険被保険者証を使用していたと陳述しているところ、当該医療機関が提出した医療ノート（写し）を見ると、申立人の妻が昭和62年1月20日に当該医療機関に通っていたものの、国民健康保険を使用していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年から 36 年まで
② 昭和 38 年から 39 年まで
③ 昭和 39 年から 40 年まで
④ 昭和 42 年 4 月から 43 年 9 月まで

申立期間①について、私はA社において1年ほどB業務に従事していた。
申立期間②について、C社（現在は、D社）で1年ほどE業務をしていた。

申立期間③について、F社（現在は、G社）で1年ほどH業務をしていた。

申立期間④について、I社でJ業務をしていた。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険に加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた同僚は、「申立人を覚えており、私もA社で昭和35年から2年間ほどB業務に従事していた。」旨陳述していることから、期間までは特定できないものの、申立人の同社における勤務が推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人及び上記同僚は、事業主の氏名を記憶していないため、事業主から、当時の状況、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、上記同僚は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年

金保険料も控除されていなかった。」旨陳述している。

また、申立人は上記同僚のほかに複数の同僚を記憶していると陳述しているところ、名字だけしか記憶していないため、これらの同僚の所在は特定できず、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社において、E業務従事者として勤務していたと陳述している。

しかし、D社は、「申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等を保管していないほか、申立期間当時の厚生年金保険に係る取扱いを含め、従業員数など弊社の規模及び状況に係る資料は無く、分かる者もない。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、事業主の名字を挙げているところ、当該名字はC社の申立期間当時の事業主と符合するものの、当該事業主は既に亡くなっている上、そのほかの上司及び同僚等の名前を記憶していないことから、これらの者に事情照会が行えない。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚43人を抽出し、所在の判明した26人に照会し、12人から文書回答を得られたものの、申立人に係る記憶が有るとする者はいなかった。

また、上記同僚照会で文書回答を得られた12人のうち、9人について再度事情聴取を行ったところ、そのうち、C社に申立期間を含めて10年以上勤務し、E業務に従事していたとする者を含む3人からは、「当該業務に携わるK職は10人ぐらいで、1年程度勤務していたのであれば、名前ぐらいは覚えていると思うが、申立人の名前は聞いたことがない。」旨回答している。

さらに、C社の同僚のうち、4人を抽出して、(採用)年による雇用保険及び厚生年金保険の資格取得の状況を照査したところ、申立期間より前の昭和36年においては、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は一致しているものの(2人該当)、申立期間及びその翌年(昭和39年)においては、雇用保険の資格取得日から起算して、1人については約1か月後、もう1人については約8か月後に厚生年金保険の資格を取得している状況がみられ、申立期間当時、同社においては、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、C社に係る上記被保険者名簿を見ると、同社は、申立期間前後の昭和37年には29人、39年には67人の被保険者の資格を取得させている状況がみられるものの、申立期間である38年には、1人も新たに資格を取得させていない状況もみられる。

また、C社に係る上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間③について、申立人はF社に勤務していたと申し立てている。

しかし、F社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の昭和43年12月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、G社は、「申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等は保存しておらず、申立人の当時の勤務実態及び保険料控除等については不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年12月1日からであり、適用事業所となる以前に勤務していた従業員から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」旨陳述している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないため、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している10人を抽出し、所在の判明した6人に照会し、2人から回答を得られたものの、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除が確認できない。

加えて、上記回答のあった同僚の1人は、「私は、昭和39年7月頃からF社に勤務したが、同社が厚生年金保険の適用事業所になった43年12月1日までは、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨陳述している。

申立期間④について、I社に係る商業登記簿謄本の役員欄を見ると、申立期間より後の期間ではあるものの、L職として申立人の氏名が記載されていることから、申立人の同社における在籍が確認できる。

しかし、オンライン記録では、I社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、I社に係る商業登記簿謄本の記録を見ると、同社は、昭和47年5月*日に設立、59年12月*日に解散するまでの間、事業所名を変更していることから、当該変更後の事業所名称での調査も行ったが、いずれの事業所名称においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無かった。

さらに、I社の事業主及び取締役は所在不明のため、事業主及び取締役から、当時の状況及び申立人の保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、複数の同僚を記憶しているが、名字だけを記憶しているため、これらの同僚の所在は特定できず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料も無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から同年11月30日まで

私は、昭和22年1月1日から同年11月30日までA社に勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の同僚として名前を挙げた者の陳述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務したとするA社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人が記憶する同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、上記同僚は、「A社での勤務期間に厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」旨陳述している上、A社の事業主及び申立人が同僚として名前を挙げた者のうち、上記以外の同僚は、所在不明であるため、これらの者から、申立人の厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月 15 日から 58 年 6 月 1 日まで
② 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 2 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和 57 年 12 月から勤務しており、B社には 62 年 8 月から平成 2 年 10 月まで勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、新聞記事の記載から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚二人のうち照会に対する回答が得られた一人は、「申立人を知らない。」と陳述しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち 23 人に照会したところ、回答があった 2 人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、A社は、昭和 60 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社からも、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、雇用保険の記録における申立人の資格取得日は、厚生年金保険の記録における資格取得日と同日の昭和 58 年 6 月 1 日であることが確認できるところ、雇用保険の記録を確認することができた上記の同僚のうちの 1 人及び元従業員 7 人（当該 7 人のうち 6 人は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資

格を取得。)は、いずれも、申立人と同様に、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が同日であることが確認できることから、申立期間当時、A社では、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立期間当時の事業主及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社の元事業主は、「申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述しているほか、同社の元役員の一人名は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、事業主に厚生年金保険に加入するよう勧めたが聞き入れられなかった。自身は保険料を控除されていない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によれば、B社の元事業主は申立期間の国民年金保険料を納付しているほか、同社の元役員は申立期間の一部について国民年金保険料を現年度納付している。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年であり、申立期間は適用事業所ではなかったため、保険料は控除していない。」と陳述しているほか、同社の役員も、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員は個々に国民年金に加入していたと思う。」と陳述している。

さらに、A社が適用事業所となった日と同日の平成元年 2 月 1 日に資格を取得している元従業員 13 人のうち、所在が判明し聴取することができた 1 人は、「私は、昭和 42 年から A 社で勤務していたが、当時、同社では厚生年金保険が無く、保険料も控除されていなかった。同社で厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入していた。」と陳述しているところ、同人は、昭和 36 年 4 月から平成元年 1 月まで、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、当該元従業員 13 人のうち、上記の 1 人を除く 2 人についても、雇

用保険の記録により、それぞれ昭和 46 年及び 63 年から A 社で勤務していることが確認できるところ、いずれも、同社で資格を取得するまで国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 53 年 9 月 1 日から 56 年 1 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社を昭和53年8月末に退職後、すぐにB社で勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和55年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であるほか、当時の同社取締役は、「申立期間当時の状況は不明である。」と陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和53年5月1日、資格喪失日は同年5月26日と記載され、「同月得喪」の印が押されているほか、申立人の資格の喪失に併せて健康保険被保険者証が返納された旨が記載されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においてB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、当時の同社取締役にも照会しても、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管されていない。」との回答であったため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、上記の元取締役は、「申立人を記憶しているが、勤務した時期は覚えていない。申立期間当時は、入社してもすぐに退職する従業員が多かったので、様子を見てから厚生年金保険に加入させていたように思う。」と陳述していることから、当時、B社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社が加入していたC健康保険組合は、「B社に係る記録は既に廃棄している。」と陳述しているため、申立人の申立期間における同健康保険組合での加入状況を確認できない。

加えて、雇用保険の記録における申立人のB社での資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日(昭和56年1月6日)よりも後の昭和59年1月5日であり、申立期間において、申立人の同社での雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年5月1日から10年10月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成20年2月1日から同年3月20日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月1日から10年10月31日まで
② 平成20年2月1日から同年3月20日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社で勤務した申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。A社での給与支給額は毎月30万円以上であり、また、B社での給与支給額は25万円以上であったので、申立期間①及び②について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であること

から、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、申立人は、A社で勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、元従業員提出の平成10年4月から同年6月まで期間の給与明細書を見ると、当該期間に36万円から41万円までの給与が支給されていたことが確認できるが、保険料控除額に相当する標準報酬月額は、いずれの月もオンライン記録と一致する26万円であることが確認できるほか、当該元従業員提出の同年分の源泉徴収票を見ても、社会保険料等の額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算定した社会保険料額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致している。

また、複数の元従業員が、「申立期間当時、実際の給与支給額と標準報酬月額に差があった。」と陳述しているところ、このうち事務職であったとする一人は、「当時、従業員全員の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていた。」旨陳述している。

さらに、A社は、平成12年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないため、同社等から、申立人の保険料控除の状況等について確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、厚生年金保険法第22条第2号において、資格取得時における報酬月額の算定方法については、「日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額」と規定されているところ、B社は、「申立人の給与は日給制であり、資格取得時の報酬月額については、経験の有無及び一定の残業代等を考慮して算定している。また、届け出た報酬月額と実際の給与支給額に差が生じた場合には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（当該事業所の全被保険者について、毎年4月から6月までの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出を行うもの。）に基づく9月の定時決定時に標準報酬月額が改定されることとなり、さらに、固定的賃金の変動に伴い3か月間継続して標準報

酬等級2等級以上の差が生じた場合には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の届出を行い、これに基づき標準報酬月額が改定されることとなる。」旨陳述している。

また、年金事務所は、「B社における資格取得時の報酬月額の算定方法については、特段の問題はないと考えられる。」と陳述している。

これらのことから、B社における資格取得時の報酬月額の算定方法は、厚生年金保険法の規定におおむね沿ったものであると考えられ、申立人の同社における標準報酬月額が妥当性を欠いたものであるとまでは言えない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人から提出された申立期間の給与明細書を見ると、給与支給額に相当する標準報酬月額は 22 万円であるが、保険料控除額に相当する標準報酬月額はオンライン記録と一致する 15 万円であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。